

厚 生 委 員 会

令和 5 年 3 月 1 5 日 (水)

厚生委員会

日 時 令和5年3月15日(水) 午前10時00分開会—午後 4時48分閉会
場 所 役場3階 第二委員会室

出席委員 中原委員長、坂原副委員長、瀧見、反保、早川、松尾、道工、出口

欠席委員 なし

傍聴議員 谷地、奥野、竹原

出席理事者 田代町長、中口副町長、松岡副町長

古橋教育長、松井しあわせ創造部長

川端まちづくり戦略室長兼町長公室長

西総務部長会計管理者、相馬財政改革部長

栞山総務部理事兼財政改革部理事

今坂しあわせ創造部理事兼住民課長

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長

松本しあわせ創造部理事(保険年金担当)

松下しあわせ創造部理事(子育て支援担当)

南しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長

川井しあわせ創造部副理事兼地域福祉課長兼保健センター所長

堀口保険年金課長、橋野高齢福祉課長、堤子育て支援課長、

藤井深日保育園所長

廣田まちづくり戦略室理事兼人事担当課長

吉田都市整備部理事、新保都市整備部産業観光促進課長

寺田総務部企画地方創生監、岩田総務部副理事兼企画地方創生課長

事務局 増田議会事務局長

案 件

(1) 付託案件について

(2) その他

(午前10時00分 開会)

中原委員長 皆さん、おはようございます。

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

本日の出席委員は8名、全員出席です。

理事者についても全員出席です。

定足数に達しておりますので、本委員会は成立いたしております。

これより厚生委員会を開きます。

携帯電話はマナーモードに設定願います。

初めにお諮りいたします。

ただいま連絡を受けました傍聴許可申出に対して、許可したいと思います、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。それでは、傍聴を許可いたします。

入室いただきますので、しばらくお待ちください。

それでは、議事を進めます。

3月8日の本会議において、本委員会に付託を受けました案件10件の審査を行います。

それでは、これより議事に入ります。

なお、発言者については、私は所属部署名というか、肩書きというか、そういうこととかお名前とかは、申し上げませんので、私が答弁どうぞと言いましたら、どうぞ、ご自身の自己紹介をして、ご答弁なさってください。よろしく願います。

必ずマイクのスイッチを入れて、所属部署と氏名を言ってからご答弁をお願いいたします。

また、私が質疑するときは、副委員長に委員長の職務を代わっていただき、委員長席のまま質疑することをご了承願います。

それでは、議案第1号「令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）」について、本委員会に付託された案件を議題とします。

本議案では、厚生委員会の主たる担当課だけでなく、質疑への答弁のために、

議案に関わる課から広く出席していただいております。といたしますのが、委員会資料2ページの働く世代応援商品券交付事業、これに関わっては、幅広い部署で任務を分担しながら進めるという予定になっておりまして、付託先としては厚生委員会ということになりましたが、質疑等で詳細な中身が出てきた場合にお答えいただけるように、本日、この一般会計補正予算（第11次）については、答弁者として、この委員会以外の部課からもご参加いただいておりますので、ご遠慮なく、委員の皆さんにはご質問いただければと思います。

なお、この議題終了後は退室いただくということになっておりますので、そのような運用でご了承いただきたいと思います。

それでは、本件について、担当課から説明を願います。説明、どうぞ。

南しあわせ創造部副理事 「令和4年度岬町一般会計補正予算（第11次）」のうち、厚生委員会に付託された歳入歳出予算についてご説明いたします。

委員会資料の1ページ、歳入をご覧ください。

16国庫支出金、2国庫補助金、社会福祉費補助金といたしまして、1,100万円の増額補正でございます。

内容としましては、働く世代応援商品券交付事業を実施するに当たり、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（働く世代応援）を増額補正するもので、歳出の働く世代応援商品券交付事業費に充当いたします。詳細については、歳出で説明させていただきます。

堤子育て支援課長 続きまして、19寄附金、1寄附金、児童福祉費寄附金といたしまして、10万円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部より、保育所、こぐま園に対し、子育て支援事業費として頂きました寄附金10万円を、保育所管理費、こぐま園管理費に充当するものです。

以上、当委員会付託分歳入計といたしまして、1,110万円の増額補正を行うものです。

中原委員長 どうぞ、歳出続けてお願いします。

堀口保険年金課長 続きまして、資料の2ページをご覧ください。

歳出につきまして、ご説明させていただきます。

3民生費、1社会福祉費、国民健康保険特別会計繰出金費（財政安定化支援事

業)といたしまして、8,898万円の増額補正でございます。

内容としましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計から、国民健康保険特別会計への繰出しに伴い計上しております。

橋野高齢福祉課長 続きます、介護保険特別会計繰出金費といたしまして、10万1,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、介護保険特別会計の地域支援事業における職員の退職に伴う職員手当等のうち、町負担分を介護保険特別会計に繰り出しするものでございます。

南しあわせ創造部副理事 続きます、健康ふれあいセンター管理費といたしまして、329万5,000円の増額補正でございます。

内容としましては、世界情勢を背景としたエネルギー価格の高騰に伴う電気料金の急激な高騰により、健康ふれあいセンターの指定管理者が負担している本年度の電気料金が、昨年度以前に比べ著しく増大していることに鑑み、電気料金の一部を補填するため、電気料金高騰対策支援金を指定管理者へ交付するものでございます。

続きます、働く世代応援商品券交付事業費といたしまして、4,916万9,000円の増額補正でございます。

内容としましては、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用した町の独自支援策といたしまして、国などの手厚い少子高齢化の支援施策の対象から外れた現役世代層を中心に、家計負担の軽減と地域における消費の喚起を促すことを目的に、働く世代応援商品券交付事業を実施するものでございます。

スケジュールなどの事業概要についてご説明いたします。

商品券の交付は、19歳以上67歳未満の住民の方を対象と考えております。対象者は約8,000人を想定しております。

なお、前回の令和4年度実施の暮らし応援商品券は、個人単位での送付を行っており、今回もDV被害者などの方にも確実に届くよう、前回同様、個人単位での送付で進めさせていただきます。

商品券の利用期間につきましては、今年の夏以降、3か月程度の期間を想定しております。商品券は500円券10枚分を1冊とし、対象者1人当たり5,0

00円分を交付する予定としております。

事業者の換金につきましては、これまでどおり、月1回は換金できるような体制にしまして、なるべく提出していただいてから時間をかけずに入金したいと考えております。

補正予算の内訳といたしまして、消耗品費10万円、印刷製本費236万6,000円、通信運搬費375万2,000円、商品券取扱店舗募集委託料22万円、商品券発送委託料258万5,000円、商品券デザイン委託料14万6,000円、働く世代応援商品券交付事業費補助金4,000万円です。

なお、歳入の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金（働く世代応援）を充当いたします。

堤子育て支援課長 続きまして、2児童福祉費、保育所管理費としまして、8万9,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、3保育所で使用する図書購入費です。

財源としましては、児童福祉費寄附金を充当いたします。

続きまして、委員会資料3ページをご覧ください。

こぐま園管理費といたしまして、1万1,000円の増額補正を行うものです。

内容といたしましては、こぐま園で使用する図書購入費です。

財源としましては、児童福祉費寄附金を充当いたします。

続きまして、子ども医療費助成費としまして、総務文教委員会所管岬ゆめ・みらい基金繰入金の充実に伴う財源更正です。

以上、当委員会付託分歳出計といたしまして、1億4,164万5,000円の増額補正を行うものです。

南しあわせ創造部副理事 続きまして、繰越明許費についてご説明いたします。

働く世代応援商品券交付事業費といたしまして、4,916万9,000円を繰り越すものです。

内容としましては、令和4年度の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用し、働く世代応援商品券事業を翌年度で実施するため、事業費の全額を令和5年度に繰り越すものでございます。

説明は以上でございます。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんでしょうか。

瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 お伺いします。

2ページの健康ふれあいセンター管理費の補正予算額に対してお伺いいたします。

これ、補正前の予算額と比べると、非常に突出した金額に見えるのですが、これも、これ実は、指定管理者が支払われている電気代金というのは、もともと分母があるんですよね、1年間の。そちらとの比較になると思うのですが、そちらの金額が年間でどれぐらいの電気代を使われているのか、分かるようでしたら教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 瀧見委員のご質問にお答えします。

資料の補正前の予算額、28万7,000円と書いておりますが、こちらにつきましては、健康ふれあいセンター管理費全体としまして、電気代ではなく、他の修繕費が計上されておりますので、今回は別の予算ということで、329万5,000円を計上させていただいております。

電気代の分母につきましては、過去数年の指定管理者が支払いしております電気料金を見ますと、昨年度につきましては約2,100万円程度、一昨年度につきましては約1,900万円程度、その前、令和元年度につきましては、約2,300万円程度、支払いしていただいているところです。本年度の使用見込みにつきましては、約2,700万円程度見込んでいるというところで、電気代のほうがかなり増えてきているというところがございます。ただ、令和3年度、2年度につきましては、新型コロナの感染症の感染拡大によりまして、休館等の措置を、1か月、2か月、3か月程度しておりますもので、その影響で電気代が、例年より少なくなっているという状況でございますので、令和元年度を比較対象として、今回は算定しているところがございます。

中原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 了解しました。

要するに、年間2,700万円ほどの電気代に関して、320万円ほどの補正ということの認識で、12%ぐらいということですね、率にしますと。結構です。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 同じ件に関して、今後どうしていくのかをお答えいただけますでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 来年度以降、電気代に関してどうしていくのかというところでございますが、電気代に関しましては、世界情勢の影響によるエネルギー価格の高騰によりまして上昇しているもので、直ちに下がるとはなかなか考えにくいものでございます。ただ、国の支援措置としまして、本年1月、2月から、電気料金のほうの燃料費調整費のほうは、国の支援が入りまして、各電力会社が下がっているということが聞いておりますので、そのあたりも見ながら、来年度につきましては、来年度の実績等を、ある程度出てきた段階で、指定管理者と協議をさせていただいて、必要な支援は行っていきたいと考えております。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

松尾委員 そうしましたら、別件になりますが、1ページの児童福祉費寄附金で、大阪府宅地建物取引業協会泉州支部さんより寄附を頂いたということなのですが、寄附を頂くきっかけといたしますか、いきさつといたしますか、もしお話しいただけるのであれば、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁はどなたになりますか。

今日はいろんな分野の方、来られていますから、お答えいただける人、いるのでしょうか。ご相談を。

はい、答弁をお願いします。

岩田総務部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

こちらの宅建協会さんの寄附金につきましてですが、かねてより、泉州地域におきまして、不動産取引の困り事相談会を行っており、それを契機に幾らかの収益があり、その一部を地域に還元すべく5年間かけてためていたお金を各市町村に寄附として配られたものでございます。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

坂原副委員長。

坂原副委員長 委員会資料2ページの国民健康保険特別会計繰出金費とあるのですが、これは大きな額で、あまり見ない、これは予算ですので、どういう内容か、説明し

ていただけますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 坂原副委員長の質問にお答えさせていただきます。

この国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）につきましては、制度自体は以前からありました。いきさつを申しますと、平成30年度以前の制度では、国・府等の交付金に加え、保険者である市町村ごとに必要な医療費や事業費を推計したものから、国・府等の交付金を控除して基礎賦課総額を求め、これを本町で定める賦課方式や賦課割合に基づき算定した必要保険料額を賦課、徴収し、国保事業を運営するという、市町村単位で国保を運営する仕組みでございました。

この仕組みに基づき、本町の国保事業を運営し、前年度余剰金を財政調整基金として積立てを行い、医療費等の急増等に応じた保険料の追加負担を求めることができない場合の対応など、医療費の抑制を図るための保健事業の財源に充てる等の運用を行っていたため、当該制度分については、特に繰入れをこれまでは求めておりませんでした。

しかしながら、平成30年度の制度改正におきまして、大阪府である都道府県が運営主体となることにより、大阪府全体の医療費及び事業費を賄うため、市町村ごとの所得水準や加入者数等を考慮した事業費納付金が算定され、各市町村が事業費納付金を大阪府に納付することで、大阪府全体の国保事業を運営するという仕組みに変わりました。

国民健康保険料を計算するための基礎賦課総額の計算についても、大阪府によって市町村ごとに計算された事業費納付金を算定するための規定に改定され、事業費の運用は市町村単位でなく、都道府県単位になりました。

また、現在の国保制度におきましては、国民健康保険事業財政基盤安定基金は、やむを得ない財政事情に備えつつ、事業費納付金の補填や保健事業の特定財源として優先的に活用する必要がございます。

現在、医療費等の上昇などにより、事業費納付金自体も上昇傾向にあり、本町におきましては、事業費納付金の財源不足分に当該基金を投入している状態が続いており、今年度の見通しにおいて、特別会計内のみでの運用が非常に厳しいものとなったことから、従前と同様の基金の運用が不可能になり、赤字の発生を防

ぐ必要があるため、今般、当該事業の実施をお願いしたものであります。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 なかなか難しい話で、詳しくはよく分からなかったのですが、この国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）ですね、こういう制度は以前からもあったということですね。ただ、以前は、基金というものがあって、国民健康保険財政を賄うのには足りていたと。だから、これを使わずによかったということですね。それが、平成30年の制度改正によって、財政が厳しくなってきた、その基金が枯渇してきたので、赤字にならないように、これを今回は国民健康保険のほうに予算として入れていると、そういう解釈でよろしいでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。。

堀口保険年金課長 はい、副委員長おっしゃられるとおりです。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 それではね、この金額のお金が以前からあったということですが、以前からこの金額、これぐらいの金額が、毎年町財政に入っていたわけですね。それが、国保の財政安定化支援ではなくて、ほかに使っていたということになるのですかね。その辺はどうですか。

中原委員長 相馬部長。

相馬財政改革部長 財政のほうからご答弁させていただきます。

先ほど、担当課のほうから説明がありましたとおり、この国保財政安定化支援事業については、法定内繰出しと言いまして、法に基づいて一般会計から特別会計へ繰り出すといったお金でございます。国保特別会計については、基本的には保険料であったり、各種補助金等で運営しているのが基本という形になるんですけども、先ほど説明にもありましたとおり、保険者の責任に帰することができない特別な事情といった内容がございまして、これについては、被保険者が保険料をお支払いする負担の能力であったり高齢化が高いとかいうような特別な要因があるということで、これについては、地方財政計画で所要の金額が計上されておりまして、その部分について、地方交付税が措置されるといった内容となっております。

そういった特別な事情があることですから、交付税で算入され、その相当分を、国民健康保険特別会計に繰り出すといった内容でございます。

ただ、一方では、先ほどありましたとおり、国民健康保険特別会計については、基金であったり、前年度の繰越金であったり、そういったものがこれまではございました。一般会計もとても厳しい状況が続いておりましたので、まず、特別会計内での持っているお金のほうを、活用していただくといったことで、お願いをしておりましたけれども、令和3年度末で、基金残高が大体3,900万円程度にかなり少なくなってきたといった事情がございます。このままいきますと、特別会計が赤字決算になってしまうというような状況になります。特別会計が赤字決算を打つというのは、もちろん本意ではございませんので、一般会計のほうから今回繰り出ささせていただくといった内容でございます。

中原委員長 はい、坂原副委員長。

坂原副委員長 今回これは、一般財源から国保特別会計に繰り出しということですが、でもその前は、国から一旦町にこれが入ってきているということですよ。以前から制度としてあったということですからね。

この予算というか、このお金といいますかね、これは来年以降もずっとこれは、国から岬町に入るものなのでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

相馬財政改革部長 先ほど言いましたとおり、保険者の特別な事情によるものといった形となつてございますので、基本的には地方交付税で算入されるということで、その分について、国のほうから交付税という形で、入ってくるという考えでございます。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ私からお聞きしたい点がありますので、副委員長、お願いいたします。

坂原副委員長 はい、中原委員長。

中原委員長 はい、ありがとうございます。

委員会資料の1ページで、先ほど松尾委員から質問のあった宅地建物取引業協会泉州支部からの10万円の寄附金に関わり、きっかけ等があればということでお尋ねがあつて、それにお答えをいただいております。

不動産の困り事相談会は、何年か前からね、取り組まれていますけれども、収

益があったということなのですが、これ、私、素朴な疑問で、どういうふうに収益が上がるのかがよく分からなくて、相談自体は無料だっと思っていて、回覧とかでね、周知されていますけれども。それは収益って、何で困り事相談会で何で収益が上がるのだろう。市町村からの委託といいますかね、そういうことで経費を引いたら残ってきたとか、そういうことなのか、そのあたりについてお聞きしたいというのが1点目です。

それから、先ほどの坂原副委員長が、2ページですね、委員会資料2ページの、国民健康保険特別会計繰出金に関わっていますが、これは、意見にとどめたいと思いますけれども、私はこれまで国民健康保険料が高い高いと言い、保険料の引下げを求めてきた立場で、一般会計からの国民健康保険の特別会計への法定外繰入れをなさいと、よそはしているところがありますのでね、そういう話もしてきましたが、そこはなかなかかたくなにお認めにならずにですね、高い保険料がずっと続いてきたといういきさつがあると私は思っているのですが、来年度以降、今回本当に赤字決算にならざるを得ないという状況があつてと言うことが説明されましたけれども、ぜひこの先もですね、法定外の繰出し等、保険料引下げの努力はしていただきたいと思いますけれども、またそれはそれで、大阪府がこの都道府県化されると、国民健康保険についてはね。そこでどうなっていくのか、保険料がどうなっていくのかという問題にもよりますので、なかなか難しいところだと思いますが、ぜひ保険料の引下げに努力をいただきたいと思います。

それで、意見にとどめたいと言いましたけれども、疑問がね、さきほどのやり取りを聞いていて、分からないことが出てきたのですが、その都道府県単位化が始まり、今年度で激変緩和の期間は終わるわけなのです。来年度からもう一本化されていくということですが、さきほどの説明の中で、府が事業費納付金を決めると、それまでは市町村単位で医療給付などから保険料をいくらかもらわないといけないという計算をしてきたのが、府から言われたお金をとにかく払わないといけないという事情が発生したということでしたよね。そのことで、これ赤字決算にならざるを得ないような状況になっているのか、そこがよく分からないのですけれども、制度改定との関係でこうなったのか、その辺のことをもう少しお聞きしたいというのが、国保の特会に関わっての質問です。

それから、健康ふれあいセンターの電気代のことですが、これは当然適切な措

置だというように思うのですが、先ほど瀧見委員からの質疑で、比較する基準は2020年度、令和元年度を基準に考えているということで、今年度の見込みで言うと、電気代が2,700万円ぐらいになりそうだと。2020年度、基準年は2,300万円であったということで、その差額は400万円ぐらいかと思うんですね。それだったら、どうして400万円そのまま出さないのかなと思うのですが、そこがどうなのかという問題と、それから、電気代を値上げしている施設というのは、ほかにも指定管理者制度の下で運営していただいている施設であるのと違うのかなと思うのですが、ほかの施設については、そういう対策が必要なのかどうか、お尋ねしたいと思います。

それから、もう1点だけです。数が多くて申し訳ないですが、お聞きしておきたいと思います。

働く世代応援商品券事業のことで、この事業自体は評価できているのですが、前から何回か、何と言うのかな、議題にどうか、なってきましたが、この前事業委員会で間違えて質問しかけたのですが、その500円券を10枚配布するという話で、これの使い道を、中小、町の小さな商店とかです、そういうところでも使えるというか、そういうところでしか使えないような、色分けをしませんかという提案が、私以外の議員さんからも過去にありました。これ、私も何年か前に、岬町の商工会にいろいろ聞かせてもらったことがあり、そのときにもその要望はされておりました。やはり、もちろん大きいところで使おうが、小さいところで使おうが、使う側の勝手なのですが、やはり小さいところほど、大変な状況に追い込まれているということがありますので、この商品券事業は、受け取った人の暮らしを応援するということと併せて、この町の事業主を応援するという2つの目的を持ってなされる事業なわけですよ。その2つ目が達成できることも非常に大事なわけで、経営的に、苦しんでいるところにより手厚くというふうにする必要があるのではないかと思います。その点のご検討をなさったのかどうか、今の説明だと、500円券10枚、町内の登録している事業者、どこでも使っていいよという制度になっているのかと思うのですが、そこはいかがか、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

岩田総務部副理事 中原委員の1件目の質問について、お答えいたします。

宅建協会さんの寄附金でございますが、寄附金そのものは、不動産困り事相談会を開催したときに、主に空き家や、相続、そういった関係のご質問が多いのですが、その後、不動産の処分等に話が進んだ場合に、宅地建物取引業協会のほうで、いろんな相談等を受けており、その時に委託料等を頂いて、その一部を積み立て、寄附金として頂いたという経緯でございます。

坂原副委員長 次の質問、答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 委員長の質問にお答えさせていただきます。

国民健康保険特別会計繰出金（財政安定化支援事業）につきましては、平成30年以前の制度においては、市町村単位で医療費や事業費運営に必要な資金を、国・府等の交付金及び保険料で調達して、市町村単位で国保運営を行っていたところなのですが、平成30年度の制度改正によって、大阪府が運営主体となることによって、大阪府が市町村ごとの所得水準や加入者数を考慮した事業費納付金を算定することになりました。現在、医療費等の上昇などによって、この事業費納付金も上昇傾向が続いており、本町において従来から財源不足分に基金を投入していたのですが、この基金が少なくなってきた、運用が不可能になったことから、今回、この事業の実施をお願いしたものであります。

坂原副委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 中原委員の3点目の質問、健康ふれあいセンター関連について、ご回答させていただきます。

その中でも1つ目の質問で、令和4年度の電気料金、約2,700万円と、基準年度である令和元年度の電気料金2,300万円、約400万円程度あるのに、全額ではないのかという質問でございますが、まず、健康ふれあいセンターだけではなく、ほかの指定管理者もそうですけれども、指定管理者と指定管理契約、指定管理指定をするときに、協定書というのを通常結ぶことになっておりまして、その協定書において、いろいろなリスク負担というのを協定書で定めるということになっております。それについては、各施設それぞれ内容が、若干異なる内容の指定管理協定書を結んでいるというところで、健康ふれあいセンターに関しましては、物価変動に関わるものについては協議するというので、町と指定管理者で協議をして決めるということになっております。

今回、電気料金高騰につきましては、かなり急激な高騰でございましたので、

町としましても、指定管理者からの申出を受けまして、協議のほうをさせていただいて、どのぐらい上がったのか、どのぐらい支援が必要なのかというのを検討させていただいて、決めさせていただいております。

そもそもこの指定管理者制度というのはですね、多様化する住民ニーズにより効果的、効率的に対応するため、民間のノウハウを活用して、経費の削減などを図って、指定管理していくために作られたというものでございまして、まず、民間のノウハウや資金を使っていくというのが制度の目的でございました。

また、健康ふれあいセンターにつきましては、利用料金制というものを採用しております、利用料を指定管理者が直接歳入して、それを管理運営に使っていくということと、あと、自主事業ということもできますので、そういったところで民間のノウハウを十分活用させていただいて、施設の運営を実施することというのが指定管理者、特に健康ふれあいセンターとなっております。

今回、世界情勢の変化による電気料金の急激な高騰ですので、なかなか指定管理者の一努力では、これは回避することが難しいということで、町のほうも当然分かっておりますので、そこはある一定ですね、増加分について補填する必要があると考えておりますので、そこを指定管理者と協議を行いまして、ある一定、指定管理者にもそういった制度の下、負担をお願いして、協議を行って合意に至った金額ということになっておりますので、ご理解いただけたらと思います。

もう1点、こういったことになっているのは、他の指定管理者も同じじゃないのかというご質問ですけれども、私の所管しております地域福祉課におきましては、健康ふれあいセンターしか指定管理者がございませんので、他の部署の指定管理の施設の状況については、私が把握しているところはございませんが、ただ、健康ふれあいセンターの事情を私なりに勘案しますと、健康ふれあいセンターのほうは、指定管理料が約5,500万円程度、年間お支払いしておるんですが、そのうち、2,000万円を超える電気代が維持費として必要になっているということで、40%を超えるぐらいの電気料金が通常時から必要となり、指定管理料の中の電気料金の占める割合が、恐らく他の施設に比べて非常に高いんじゃないかなと。なぜ高いのかといいますと、こちらの施設ですね、公衆浴場や温水プールなどを設置している施設でございまして、その施設のお湯とかエアコンとかの熱源を全て電気で賄っているという性質上、施設の管理費のうち、電気料金が

かなり高くなってしまっているものと思われます。そのため、他の施設に比べて、こちらの健康ふれあいセンターについては影響が大きかったのではないかなと想定されるところでございます。

坂原副委員長 寺田企画地方創生監。

寺田総務部企画地方創生監 中原委員の4点目のご質問、大規模店と小規模店で利用できる商品券を分けることですね、小規模店が潤うのではないかというご質問ですが、本町におきましては、令和2年度、令和4年度に実施しました暮らし応援商品券事業、また、令和3年度に実施しました高齢者生活応援商品券事業につきましては、商工会のご協力を頂きながら、町内の店舗を全て対象に実施したところでございます。

確かに、大規模店に利用されるという傾向はございますが、今回につきましても、大規模店と小規模店を分けることではなく、公平・公正な観点から、個人が自由に使用できるように、利用できる店舗を分けずに実施する方向で進めているところでございます。

なお、担当部署のほうにですね、確認したところ、特に事業者からの要望はないとのことでした。

また、大規模店、小規模店に分けております他の市でですね、お住まいの方からのお話では、やっぱり使い勝手が悪いというお話も伺っております。

それとですね、利用者と事業者に対し同じような形で実施することですね、混乱も避けられるのかなというところでございます。検討はしましたがですね、もう既に数回実施しておりますので、従来どおり実施することで、混乱も起こらなく、スムーズに実施できるものと考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 重ねてお聞きしたいところのみお尋ねします。

2点目の国保のことなのですが、私の素朴な疑問はですよ、都道府県単位化ということになったから、国保会計が大変なことになったのですかということをお願いいたします。私はそうとも思っていないのだけれど、そういう面があるのかと、さきほどのやり取りを聞いていて思っていて、その点を答えてほしいのです。

それから、電気代の問題ですね。事情はよく分かりました。それに改めてその

指定管理料として町から支出している金額のうちの電気代の負担が非常に大きいということも、先ほどの説明を聞いてよく分かりました。

そういう点でよく理解はできますが、協議をされて、指定管理者とも合意に至ったということですので、そうですかというふうには受け止めざるを得ないと思うのですが、必要な援助はしっかりと行っていただきたいと。

老人福祉センターなどは、関係ないのかと思ったりもしたのですが、この委員会所管でね。ただ、老人福祉センターはその電気代の値上がりの割合の負担率で言うと、重くはなっているだろうと思いますけれども、この健康ふれあいセンターほどではないのかなと思ったりしながら、これはもう結構です。今後も上がっていくことが考えられますので、特にその国の電気代の何かこう補助というか、支援というかね、あれも金額も大したことないですし、4月で終わってしまいますよね。そうしたら5月からどんなことになるのかなというふうに思いますので、必要な支援は行うようにしていただきたいと思います。

それから、働く世代応援商品券のことですが、これももう、要望にとどめたいと思いますが、公平・公正とおっしゃるのであればね、それはやはり小さい、弱いところを助けるというのが行政の役割だと私は思いますのでね。強いところは自分の力でどんどん大きくなっていけるわけではないですか。弱いところをしっかりと支えるということが大事だと思いますので、その点も今後また、こういった事業をなされるときはご検討をいただきたいと、今回も検討されたということですので、事業を早く進めるということを考えたら、確かにこれまでのやり方を踏襲するということも早く進みますので、やむを得ないのかなということも思いましたが、今後また具体化されるときに、ぜひ検討いただきたいと要望しておきたいと思います。質問は国保のことだけで結構です。

坂原副委員長 はい、答弁をお願いします。

松本しあわせ創造部理事 中原委員長のご質問にお答えをいたします。

確かに制度改正前につきましては、市町村単位で会計内で予算をやりくりしていたという経緯がございます。制度改正後につきましては、大阪府全体で、先ほど堀口が説明したような形で事業費納付金を納付をしているというのが現状でございます。この分につきましては、基金をやりくりして今までやっていたのですが、どうしても大阪府全体での費用を考えますので、本町だけが少ない分を納め

ることができないという状況がございます。当然、この辺の額につきましても、制度改正時に大体的見込みを立てた上で資金運用をしておりますので、足りない分については、基金を投入していたという状況がずっと続いております。ただ、制度改正以前につきましても、保険料の抑制等々につきましても、基金を投入していた経緯がございますので、基金の運用自体は変わってはないのですが、事業費納付金を満額納めるために、この基金を投入しておりますので、制度改正だけが要因というわけではないというように考えております。

ここの財政安定化支援事業の額が大きくなるということは、当然、先ほど財政のほうからも説明がございましたように、応能割、所得割の部分をお支払いされる世帯の能力が低下したりとか、高齢化が進んだりとか、保険者の責に帰すことができない事情というのがありますので、これに関しては、保険者のほうではもうどうしようもない事情になりますので、このあたりがやはり要因として大きく関わっているのではないかと考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 総じて言うならば、国民健康保険の制度的なというか、構造的な問題に起因するのかと私は思って聞いていたのですが、後は国からもっと地方に国保財政にね、もっとお金入れてほしいなと思いながら聞いていました。もう感想にとどめたいと思います。ありがとうございました。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

ほかに質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。

それでは、これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第1号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

満場一致であります。

よって、議案第1号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第2号「令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。

そうそう、どうぞご退室ください。議案第1号について、説明員として必要な本委員会所管以外の職員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

それでは、引き続きまして、担当課からの説明をお願いいたします。どうぞ。

堀口保険年金課長 「令和4年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第3次）」につきまして、ご説明いたします。

資料の4ページをご覧ください。

本補正予算につきましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計から国民健康保険特別会計への繰入れについて編成いたしております。

まず、歳入につきましてご説明いたします。

1 国民健康保険料、1 国民健康保険料、医療給付費分現年分としまして、8,898万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、保険者の責めに帰することができない特別の事情に対し、地方財政措置が講じられている財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れに伴い、財源調整を行うものでございます。

次に、7繰入金、1他会計繰入金、財政安定化支援事業繰入金としまして、8,898万円の増額補正でございます。

内容としましては、先ほどの保険料と同様、財政安定化支援事業に係る一般会計からの繰入れに伴い増額計上するもので、歳出の国民健康保険事業費納付金、一般被保険者医療給付分に充当いたします。

続きまして、歳出につきましてご説明いたします。

3 国民健康保険事業費納付金、1 医療給付分、一般被保険者医療給付分としまして、8,898万円を財政安定化支援事業繰入金の充当額決定に伴い、一般財

源からその他特定財源に財源更正を行うものです。

以上、当委員会付託分として、歳入歳出それぞれ財源調整及び財源更正を行うもので、歳入歳出予算ともに総額の増減はございません。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第2号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致です。ありがとうございます。

よって、議案第2号は本委員会において可決されました。

議案第4号「令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)」についてを議題とします。

本件について、担当課から説明を求めます。お願いします。

橋野高齢福祉課長 委員会資料の5ページをご覧ください。

「令和4年度岬町介護保険特別会計補正予算(第4次)」についてご説明いたします。

本補正予算につきましては、本年度の介護給付費の直近の利用実績に基づく所要見込額の算定に伴い、必要となる保険給付費及び地域支援事業における職員の退職に伴う職員手当等について編成いたしております。また、歳入予算につきましては、歳出予算において計上しております保険給付費及び地域支援事業費を介護保険制度に基づく負担割合に応じて算定し、計上しているものでございます。

歳入についてご説明いたします。

1 保険料、1 介護保険料、現年度分特別徴収保険料といたしまして、10万9,000円の増額、現年度分普通徴収保険料といたしまして、1万2,000円の増額補正でございます。

次に、4 国庫支出金、1 国庫負担金、現年度分といたしまして、86万1,000円の増額補正でございます。

次に、2 国庫補助金、現年度分といたしまして、20万2,000円の増額補正でございます。

次に、6 府支出金、1 府負担金、現年度分といたしまして、86万1,000円の減額補正でございます。

続いて、2 府補助金、現年度分といたしまして、10万1,000円の増額補正でございます。

次に、10 繰入金、1 一般会計繰入金、6 ページをご覧ください。現年度分といたしまして、10万1,000円の増額補正でございます。

歳入は以上でございます。

続きまして、歳出についてご説明いたします。

委員会資料の7 ページをご覧ください。

2 保険給付費、1 介護サービス等諸費、居宅介護サービス給付費といたしまして、1,259万6,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、居宅介護サービス給付費の増加によるものでございます。

続いて、地域密着型介護サービス給付費といたしまして、248万9,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、地域密着型介護サービス給付費の増加によるものでございます。

続いて、施設介護サービス給付費といたしまして、1,259万6,000円の減額補正でございます。

内容といたしましては、施設介護サービス給付費の減少によるものでございます。

続いて、居宅介護サービス計画給付費といたしまして、172万8,000円の増額補正でございます。内容といたしましては、居宅介護サービス計画給付費の増加によるものでございます。

次に、2 介護予防サービス等諸費、地域密着型介護予防サービス給付費といたしまして、42万3,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、地域密着型介護予防サービス給付費の増加によるものでございます。

次に、5 特定入所者介護サービス等費、特定入所者介護サービス費といたしまして、464万円の減額補正でございます。

内容といたしましては、特定入所者介護サービス費の減少によるものでございます。

次に、4 地域支援事業費、3 包括的支援事業・任意事業費、認知症総合支援事業人件費（一般職任期付職員）といたしまして、52万5,000円の増額補正でございます。

内容といたしましては、一般職任期付職員の退職に伴う職員手当等の増加によるものでございます。

以上、当委員会付託分計といたしまして、歳入歳出ともに52万5,000円の増額補正でございます。

説明は以上でございます。

中原委員長 ただいまの説明に対しまして、質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 質疑ないようですので、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第4号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

（挙手全員）

中原委員長 満場一致であります。

よって、議案第4号は本委員会において可決されました。

議案第5号「令和5年度岬町一般会計予算」について、本委員会に付託された案件を議題といたします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

また、歳入歳出をそれぞれ分けて審議したいと思います。

それでは、歳入から審査に入ります。

委員会資料の8ページから12ページをご覧ください。

質疑ございませんでしょうか。

瀧見委員。

瀧見委員 9ページの節1保健衛生費補助金、上から3つ目の子ども・子育て支援交付金333万4,000円と、上から9つ目、出産・子育て支援交付金469万7,000円に関しまして、詳しい説明とですね、実績等もございましたらお願いいたします。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 瀧見委員のご質問にお答えいたします。

子ども・子育て支援交付金につきましては、保健センターで行っております乳児家庭訪問等につきまして、それに対する、経費に対する国の補助金となっております。国庫につきましては、国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1となっております。過去3年間の実績につきまして、ご報告させていただきます。

子ども・子育て支援交付金につきまして、国庫につきましては、令和元年度につきましての実績といたしまして194万3,000円、令和2年度につきましては195万7,000円、令和3年度につきましては351万6,000円となっております。令和4年度の見込みといたしましては、現在のところ366万7,000円となっております。令和3年度に増額しておりますのは、この子ども・子育て支援交付金の、先ほど国が3分の1、府が3分の1、町が3分の1とお伝えいたしましたが、令和3年度に利用者支援母子保健型という、保健センターで行っている母子に対する相談支援事業部分が3分の1から3分の2へ負担率が変わったことによって、金額が上がっております。

まず、乳児全戸訪問事業につきましては、保健センターが生まれたお子さん、おおむね生後2か月までに、保健師等が家庭訪問させていただいて、お母さんの健康であるとか、赤ちゃんの健康について、ご相談に乗っているものでございますが、こちらにつきましては、国の補助金の基準額といたしまして、1件訪問にいくたびに8,000円の補助金が入ります。そこに保健センターの実績を掛けたものが補助金となっております。

続きまして、利用者支援母児保健型につきましては、保健センターとして1か所設置したことによりまして、保健センターの保健師にかかる人件費として、国の基準額といたしまして、449万7,000円となっております。

3つ目にですね、養育支援訪問事業というものを行っております。こちらにつきましては、子育てにおいて、支援が特に必要なご家庭につきまして、保健師、また子育て支援課の相談員とともにですね、虐待防止を目的といたしまして訪問しているものになります。こちらの養育支援訪問事業につきましても、1件訪問するごとに、育児の支援であれば6,000円、養育支援、いわゆる本当に虐待の防止を目的としたものであれば、8,000円、この金額を基準といたしまして、実施件数に掛けたものが補助金として入っております。

各年度、家庭訪問等の実績につきましては、乳児の全戸訪問につきましては、令和元年度は47件、令和2年度は63件、令和3年度は52件、令和4年度につきましては63件を見込んでおります。利用者支援母子保険型につきましては、1か所の設置ですので、こちらは変わりません。

養育支援訪問につきまして、育児につきましては、実績といたしまして、令和元年が50件、令和2年度が11件、令和3年度が13件、令和4年度につきましては16件となっております。養育支援訪問につきましては、令和元年が135件、令和2年度が123件、令和3年度が42件、令和4年度の見込みとしては51件となります。なお、訪問支援につきましては、件数の増減が非常に激しいとお感じになられると思うのですが、やはり養育支援につきましては、複数回の訪問が必要になりますので、特に令和元年、令和2年度につきましては、複数回訪問したケースがあるというふうにご理解いただければと思います。令和5年度につきましては、こちらの実績を見込みまして、予算要求をさせていただいているものになります。

中原委員長 はい、瀧見委員。

瀧見委員 はい、ありがとうございます。

一般質問でも質問させていただいたのですけれども、子育て支援に関しては、非常に重大な施策だと思っておりますので、これからもですね、地道な活動で乳児家庭訪問とかですね、養育支援活動などを充実していただくことを強く要望して、私の質問を終わります。

中原委員長 続きまして、委員の皆さん、さきほど早川委員、手挙げてましたね。お待ち
せいたしました。早川委員、どうぞ。

早川委員 資料8ページの14分担金及び負担金の児童福祉費負担金、学童保育について、
少し質問させていただきます。

まず、淡輪学童、定員90名、淡輪学童、現在30名なのですけれども、過去
の利用者の推移、まずご説明をお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 早川委員の質問にお答えいたします。

学童の登録児童数なんですが、令和3年度3月1日現在ですが、両学童合わせ
まして158名、令和4年度、179名、令和5年度の見込みが178名となっ
ております。登録数となっておりますので、利用されている人数は、淡輪学童で、
多い日で約80名ほど、深日学童で20名ほどになっております。

中原委員長 はい、瀧見委員、どうぞ。すみません。早川委員、どうぞ。失礼いたしまし
た。

早川委員 令和5年度4月より、学童保育の入室の基準ですね、変更になっていると思う
のですけれども、先ほど利用者人数を聞かせてもらって、かなり利用者がオーバ
ーするので、変更になったのかなと、私自身感じていたのですけれども、主な変
更点というのは、13時以降、13時30分ですかね、以降、週3日就労してい
ないと預けられないという基準が新たに設けられたと思うのですけれども、その
設置、新たに決められた理由等のお答えをお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 早川委員の質問にお答えいたします。

設置基準を設けた理由といたしまして2つありまして、まず1つは、利用人数
が増加しているところ、もう1つといたしましては、学童保育の要件を今まで定
めてなく、保育所の要件を準用していたところがありまして、このたび、学童保
育の要件を定めて整備したというところでございます。

中原委員長 はい、早川委員。

早川委員 やはり利用者が多いということで変更になったという。私の子どもも、非常に
岬町の学童、先生方もよく見ていただいて、子どもに非常に人気なんですよね。
また、保護者の方も、非常に学童にお世話になって、私も保育所、小学校入学時

は子どもが大変お世話になって、とてもありがたい制度だと思うのですが、利用者の方から、少し、今回の変更の点で、極端な話、週6日のうち、午前中が主だけれども、週2日、やはり6時まで勤務あるという方は、やはりその条件から外れてしまうのですよね。その点、子どもを見れるじゃないかという点もあるかもしれないのですが、やはりちょっと、子育て世帯を手厚くという点で、子育てする人たちのサービス面を考えて、もしできるならば、その緩和を少し検討いただきたいと思います。

ちょっと細かい話になるのですが、学童を申し込むときに、資格証明と利用者証明を2通提出すると思うのですが、様式、勤務の就労施設に書いてもらうところ、平日と土曜日、多分2段になっていると思うのですが、就労時間、何時から何時までと書くようになっていると思うのです。ここで、週2日とか、勤務のその内訳というのですか、それが出た時点、どう見られるのかなと思ひまして。多分、様式変更になっていないですよね。そこで、どういう、行政側の見分け方がどうなるのかと思ひまして、少しちょっと疑問になりまして。

中原委員長 答弁、お願いします。

堤子育て支援課長 早川委員の質問にお答えいたします。

平日と休日で違いがあるのかということによろしかったでしょうか。

中原委員長 早川委員、もう少し説明いただけますか。

早川委員 週2日だけ6時とか、夕方まで勤務する場合、1段しかないのに、企業が書くときに、どういう記入方法になるのかと思ひまして。ややこしいですかね。

中原委員長 いえいえ、何となく分かります。まず、様式はね、今回の入室基準の変更、私もこれ少し気になって見ているのですが、それに当たって、様式が変わるのかどうか、そこをまずお答えいただくほうがいいのではないですか。答弁、どうぞ。

堤子育て支援課長 様式の変更は今回させてもらっていませんので、様式につきましては、今後検討させていただきたいなと思います。

中原委員長 早川委員、よろしいですか。

混乱といいますかね、基準を変えた、午後1時半以降の勤務が週3日以上あるというふうに様式を、条件を変えたわけですよね。ですので、それが満たされているかどうかということが、判別できるかどうか、疑問だなということだったと

思いますので、そこはまた工夫も含めて、そして、委員長の立場でこんなことを言うの、なんですけど、早川委員がおっしゃったように、利用しやすいように、必要な方がきちんと利用できるように、緩和ということは、私も要望したいですね。

ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員のほうが、手が挙がるのが早かったから、松尾委員、どうぞ。

松尾委員 私からは、9ページの節2、国庫支出金の節2の清掃費補助金として、循環型社会形成推進交付金とあります。これは、たしか何年か前にもあったような交付金ではないのかと思うのですが、いかがですか。

中原委員長 答弁をお願いします。どうぞ。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

循環型社会形成推進交付金、この264万円といえますのは、歳出で出てきます岬町美化センター基幹改良工事に伴う発注支援業務、792万円の3分の1が補助金の対象となりますので、その額が264万円となっております。

中原委員長 よろしいですか。松尾委員、どうぞ。

松尾委員 また、歳出でね、そのあたりも詳しく聞くことがあるので、またそのときにお聞きします。結構です。

中原委員長 お待たせいたしました。出口委員、どうぞ。

出口委員 2点、お伺いします。

12ページの節、雑入の件ですね、防犯カメラデータ情報提供料が少ない金額ですけれども、4万3,000円という形で、町内に何か所設置しているのか。多分、この情報の提供先は、多分警察だと思うのですけれども、その辺の回答をお願いしたいと思います。

それともう1点は、節の1ですね。保健衛生債ですね。火葬場整備事業債過疎対策の部分ですね、多分、今現在、3台設置している焼却炉があると思うのですけれども、1台、たしか休止していると聞いていますけれども、どういうところの部分をごどのような整備をされるのか、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。。

辻里しあわせ創造部理事 1点目の防犯カメラデータ情報提供につきましては、駐輪場に設置している防犯カメラとなります。9台分、駐輪場に設置しているのですが、

この情報提供料につきましては、駐輪場の中で盗難とかあった場合に、情報提供するということで、泉南警察署に情報提供、3回分みております。

続きまして、2点目の火葬場の炉の、今現在3台人体炉がありますが、2炉で運営していましたが、2号炉が故障していた箇所を修理しまして、運転できる状態にはなっていますが、炉台の打ち替えを行っておりますので、その炉台を乾燥させるために、空焚きが1週間程度かかる予定です。それ以降は3台運転でいけるようになります。

中原委員長 出口委員。

出口委員 駐輪場で9台、今設置しているということですけども、これは駐輪場は何か所の駐輪場か、お聞きしたいと思います。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 多奈川駅駐輪場に1台、深日町駅に1台、みさき公園のセブナイレブン側に2台、あいクリニック側に2台、淡輪駅難波側に2台、淡輪駅の和歌山側に1台、計9台設置しております。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 その後、火葬場の整備事業債ですけども、一応、1,200万円の予算を計上していますね。そういう中で、今のところはもう、3炉、何とか稼働できるという説明でしたけれども、その1炉の部分で、どれぐらいの費用がかかったのか、教えてもらえますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 火葬場整備事業債、過疎対策1,200万円、この金額についての内訳を言います。歳出でも出てきますが、火葬炉制御盤更新工事、330万円、自家発電装置設置工事、872万3,000円かかりますが、870万円、合計1,200万円となります。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 はい、ありがとうございました。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん。松尾委員。

松尾委員 12ページの諸収入の節、雑入の中の職員等給食負担金とあります。今は給食費無償ということで行っていると思うのですが、職員さんには負担をいただいているということですが、通常だと1人当たりの給食費は今、幾らになっているの

かというのと、以前、何年か前に、重要な栄養価の項目が基準値以下、国の基準を示す以下であったということがありました。そういうことが今ないのかどうかというのを、確認しておきたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

職員の給食費ですが、賄い材料費としまして192円、光熱水費で40円プラスの232円徴収しております。

栄養価につきましては、現在、満たしております。

中原委員長 はい、松尾委員、よろしいですか。

では、坂原副委員長、どうぞ。

坂原副委員長 委員会資料8ページの項2の手数料、目1総務手数料、節2の戸籍住民基本台帳手数料、窓口手数料とあるのですが、この手数料、積算根拠といえますかね、去年の実績と併せてお聞きしたいと思います。

それが1点と、もう1点が、11ページ、目3の衛生費府補助金、節1の保健衛生費補助金の中で、地域自殺対策強化交付金とあります。これの内容を併せてお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

窓口手数料の積算ですけれども、前年等の、実績により、新年度の手数料の歳入を見込んでおります。令和3年度の決算で申し上げますと、1万4,987件の住民票等の発行がございまして、金額が、577万8,550円という決算でございまして。それと、令和5年度の当初予算につきましては、令和2年度から令和4年度のその平均により算出したもので令和4年度については4月から9月の実績の分を参考に、1年分を計算して令和2年度から令和4年度の3か年平均をもって、算出しております。

中原委員長 はい、続けて答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

地域自殺対策強化交付金の内容につきましては、保健センターで行っております自殺対策事業といたしまして、まず、平成29年度から導入しておりますメンタルヘルスチェックシステム心の体温計の委託料と、あと心の講演会の講師報償

費と、あと、ゲートキーパー研修をやはり実施したいと思っておりますので、その講師報酬を行います。府の補助率は2分の1となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 窓口手数料ですが、去年の実績あたりを基に決算したということですが、新年度ですね、令和5年度から、窓口ではキャッシュレスサービスも始めると、一部はもう今、始まっていますよね。その分とか、あるいは新年度、令和5年度からはコンビニ交付も始まるというので、その辺は計算に入れていないわけですね、これね。そういうことですか。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

キャッシュレス決済も3月から始まってもいますが、現在のところ、1日数件程度のご利用があるのかなというところがございます。コンビニ交付については、来年度実施が予定されていますが、それにより住民票等の発行数が急激に増えるというふうには見込んでおらず、過去の実績に基づいて、計算しております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 もう1点のほうですけれども、心の体温計ですね、これの利用活用実績というのが分かれば、お教え願います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

活用実績といたしまして、詳細な数字は、すみません、手元に用意しておらず、今分かっているものを説明させていただきます。

令和2年度につきましては、アクセス件数1,200件程度となっております。あと、心の体温計につきましては、岬町のホームページからアクセスができるようにしております。また、保健センターにおいて、心の講演会、また、コロナで実施できておりませんが、健康長寿祭り等におきましては、自殺対策のブースを設置しまして、来場者の方に心の体温計のシステムを体験していただくことで、活用をしております。

中原委員長 それでは、委員の皆さん、ほかにいかがでしょうか。よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ私からも。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 委員会資料8ページの、先ほどのですね、項目で言うと上から2番目になるのですけどね。学童保育の保護者負担金に関わってです。その入室基準を変えて、今まで利用できていた子どもたちが何人利用できなくなるのか、そういったことはつかんでおられますか。

堤子育て支援課長 この制度をしたことにより、利用できなくなった人数は、約10名ほどになります。

内容といたしましては、午前中に就労されている方、また、求職活動の方が主になっています。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今、お答えいただいた件ですけどね、午前中の就労という方については、午前中のみで変わりなければね、影響がないのかもしれないのですけども、その求職活動ですね、こういった方は、いつ何時面接に来てくださいと言われるかわかりませんよね。何かそんなこと考えたら、この基準の変更は、私は乱暴だというふうに思っているのです。もうこれは、全国でも本当に学童の問題、大変なことになっていますよね。少し前までは、保育所に入れない待機児童の問題が非常に深刻になって一気に爆発しましたよね。当然ながら、その子どもたちが数年たつと小学校に入って、学童保育が必要になると。今は学童保育に入れない、保護者がどうしようという状態になっていると、もう全国的な社会現象ですよ。だから、岬町も避けられないということはあるかもしれないのですが、ちょっとこれはやはり、よく検討していただく必要があると思うのです。実際の利用数を聞いたら、確かに大変な状況なのだろうなということは思うのですけども、これはちょっと私、さきほどはね、緩和という声もあって、私からもそんな話、させてもらいましたけれども、ずばり見直しが必要だと、このような変更は、私はするべきではないと思います。

来年度については、10人の影響がということをおっしゃいましたけれども、この先、影響を受ける人が増えてくる、申込みができない、子どもたちの安全、守れない、親も安心して働けない、仕事を辞めざるを得ない人も出てくる可能性、大いにあると思いますよ、私はね。これは私、乱暴な変更だなというように、意見だけにしておきます。

引き続きお尋ねをするのですが、同じ8ページの真ん中あたりに、保育所の保育料という項目があります。これは、この点については、私、大いに評価しているのですけれどね。0歳から2歳の子どもたちの保護者に対する負担を減らすと、これまでも要望してまいりましたが、0歳から2歳の1人目の子どもの家庭についてですね、課税の世帯は、保育料を全額支払っていただいていたわけですね。この全額を、私は全額支払っていただくのではなくて、3歳以上の子らは無料になっているからね。全部3歳以上の子と同じように、無料にしたらどうかということを繰り返し要望もしてまいりました。来年度については、半額減免ということで、その金額がこちらに設けられている。保護者から支払われる金額ということかと思って見えています。

この恩恵にあずかるという言い方が妥当かどうか分かりませんが、半額減免になる世帯数と人数について、お聞きしておこうと思います。

それからもう1つ、同じページでお聞きしたいことありまして、一番下の指定居宅サービス事業者等指定手数料なのですけれども、これ、ちょっと来年度は今年度より、予算額としては引き上がっているわけなんですけれども、これ、たしか2年に1回やったか、確認というかね、居宅サービス事業者の指定の手続が必要に、何年か前からなって、その都度、事業者からお金をもらうというお金かなというふうに思っているんですが、これは、増額の要因、たまたまこういうことになっているという程度のことなのか、確認させてください。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。。

堤子育て支援課長 中原委員長の質問にお答えします。

対象となる方ですが、32世帯32人となっております。

坂原副委員長 南副理事。

南しあわせ創造部副理事 指定居宅サービス事業者等の指定手数料の増の要因ということでお答えさせていただきます。

昨年度は9万円の予算がついておりまして、令和5年度は17万5,000円ということで、約倍増ぐらいになってるんですが、こちらにつきましては、泉佐野市以南で構成しております広域福祉課のほうで業務を行っておるところでございまして、そちらから、来年度の見込額としまして新規が3件、更新が8件ということで上がってきておりまして、その分の予算を上げさせていただいています。

令和4年度の予算につきましては、新規が2件と更新が4件ということでございますので、件数の見込みが増えたということが要因かと考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 引き続きお尋ねします。

委員会資料9ページの保育対策総合支援事業費補助金ってあるんですけど、これは、前にあった保育士のその処遇改善のお金がこういう名前に変わったのかしらと思って見ていて、よく分からないので、教えていただきたいと思います。

それから、同じページの保健衛生費補助金の中で、妊婦初回産科受診料支援事業補助金ということで、歳入がされております。これ、新しい仕組みを岬町でも始めるということかなと思うんですけど、実際には、どういうふうにこの制度を利用していただくのかということをお聞きしておきたいなと思います。お願いします。

坂原副委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 中原委員長のご質問にお答えいたします。

まず、保育対策総合支援事業費補助金ですが、処遇改善の分とはまた別の補助金となっております。

内容といたしましては、医療的ケア児に関わる補助の分と、保育環境向上事業分、また、新型コロナウイルスに関する補助金となっております。

坂原副委員長 川井副理事。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員長のご質問にお答えいたします。

妊婦初回産科受診料支援事業補助金につきましてですが、実際にどのように利用することになるのかというご質問だったかと思いますが、今回新規で上げさせていただいたものなので、事業内容のご説明をさせていただきたいと思います。

こちらにつきましては、低所得の妊婦の方が初めて産科に受診をされたときの医療費等を助成するものになっております。妊婦の方、妊娠が分かりまして、産婦人科に行かれたときには、その時点ではまだ妊婦の受診券等の券を持っておらず、ご自身でお金を払っていただく必要があります。この中で、やはり低所得の妊婦につきましては、経済的負担の軽減を図る必要があるということで、令和5年度、国のほうの新規の事業となっております。国2分の1、町2分の1になります。初回の受診をためらうことなく受診していただき、必要な支援につなげ

るために、上限を1万円といたしまして、産科受診料の費用を助成します。

国からはですね、伴走型相談支援と一体的に実施することにより、効果的に取組を進めるようにというふうに言われております。ただ、初めて行かれるときに、どこに行かれるか分かりません。実際には受診をしていただいて、そこでかかった費用をですね、領収書とともに保健センターのほうにご提出いただいて、償還払いという形でまずスタートさせようと思います。やはり課題はあるかと思いますが、近隣の産科には、岬町ではこのような事業を始めますということで、お声がけをさせていただくとともに、住民の方へも周知をしていきたいと考えております。

なお、非課税世帯の妊婦ということでしておりますので、今回、上げさせていただきました費用につきましては、また歳出のほうでも上げておりますが、おおむね、岬町におきまして、これまでの令和3年度の妊娠の届出の実績を見ましたときに、ちょうど非課税の方が6.4%ほどいらっしゃいました。ですので、令和5年度の届出数を60人ほどと見込んでおりますので、そこから約4人の方が対象になるかと思い、今回4万円の歳出を上げております。そのうちの2分の1、国のほうから入るものとして、2万円としております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 1点目にお答えいただいた、保育士の処遇改善の問題なんですけど、そのお金は国から入ってきて、もう入ってこないのでしょうか。

というのと、先ほどの妊婦初回産科受診料支援事業補助金に関わって、川井所長おっしゃったように、課題があると、そうやと思います。償還払い、低所得者に対して償還払いというのは不親切です。そういうふうに自覚されてるから、先ほどああいうふうにおっしゃったのかなと思うんですけど。何かいい仕組みをですね、ぜひお考えいただきたいなど、これは要望にとどめたいと思います。お願いいたします。

坂原副委員長 堤課長。

堤子育て支援課長 4月から9月分に関しましては、処遇改善の補助金で支払いをさせていただきます。10月分からに関しましては、施設型給付費の公定価格の中に組み込まれております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 費目の名前が変わって、ちゃんと維持されてるということですね。はい、分かりました。ありがとうございます。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 委員の皆さん、ご協力ありがとうございました。

ほかに質疑はよろしいでしょうか。

川井副理事から手が挙がってます。

川井しあわせ創造部副理事 大変申し訳ありません。一番最初に瀧見委員からご質問いただいた、2点目の出産子育て応援交付金の説明をというところに対して、すみません、答弁抜けておりましたので、させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

中原委員長 瀧見委員、よろしいですね。はい、どうぞ、お願いします。

川井しあわせ創造部副理事 出産子育て応援交付金につきましては、こちら、令和4年度の12月補正で予算つけていただきました。出産子育て応援交付金事業の令和5年度に当たるものになります。

内容といたしましては、出産子育て応援ギフト給付金の支給と、伴走型相談支援の一体的に実施することになっております。出産子育て応援ギフト給付金につきましては、妊娠届出時に保健師の面談を受けた後に、妊婦の方に5万円の現金を給付するものです。また、子育て応援ギフトにつきましては、出産後、出生届を出された後ですね、保健センターの保健師が赤ちゃん訪問等へ訪問させていただきまして、そのときに申請いただき、生まれた子ども1人につき、その養育者に5万円の給付をするものです。伴走型相談支援につきましては、妊娠の届出時、あと妊娠の8か月時、そして出産後の赤ちゃん訪問時にですね、保健師等の専門職によりまして、子育て世帯の相談を受けるものとなっております。その時々の方のニーズ、お困り事に寄り添った形で相談をするものとなっております。

現在ですね、令和4年度の申請を進めているところでございますので、実際の実績が出るのは少し先になっております。令和5年度につきましては、令和5年度の出生児数及び妊娠届出数に勘案しまして、歳出を組みまして、それに基づいてこの補助金を受ける予定となっております。

なお、国が2分の1、府が2分の1になっておりまして、この出産子育て応援

交付金事業を行うために、健康管理システムのシステム導入経費等につきましては、10分の10、国の補助となっておりますので、計上しております。

中原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。

伴走型支援とかですね、ますますの支援策、期待しておりますので、頑張ってください。ありがとうございます。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、質疑は、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それではこれで、一般会計歳入についての質疑を終わります。

続いて、歳出に入ります。

なお、参考資料として配付しております本委員会所管内訳表を併せてご覧いただきたいと思います。

それでは、予算書のまず総務費に入ります。

予算書66ページ、67ページの目6交通安全対策事業費、74ページ、75ページの項10デジタル田園都市国家構想交付金事業費のうち、節8旅費、11役務費、12委託料、14工事請負費、18負担金補助及び交付金(住民課分)及び78ページから81ページの項3戸籍住民基本台帳費をご覧ください。質疑ございませんでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 まずは、67ページの備品購入費の生活環境課、機械器具費の詳細を教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

備品購入費としまして、機械器具費59万7,000円、内容につきましては、防犯カメラが故障しておりまして、2台分の費用となります。故障箇所につきましては、淡輪駅難波側、みさき公園駅のセブンイレブン側となります。

中原委員長 よろしいですか。松尾委員。

松尾委員 次は、74、75ページのデジタル田園都市国家構想交付金の事業について伺いたいたいんですが、コンビニ交付システムの構築委託料と、あとコンビニ交付システム保守業務委託料というのがありますが、もう少し詳しく、その業務内容

というか、委託内容というのを教えてください。

中原委員長 答弁お願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

今回、デジタル田園都市国家構想交付金を活用しまして、コンビニ交付システムを構築し、マイナンバーカードを利用して、全国のコンビニ等の店舗で住民票の写しや税証明書を取得できるサービスを整備いたします。なお、コンビニがない多奈川地区においてはですね、郵便局にキオスク端末の設置を行うものです。それに当たりまして、コンビニ交付システム構築委託料としましては、そのシステムの構築委託料という形で、現在、住基システムのベンダーに、システムを構築するための委託料と、あと、その保守業務委託料としまして、5年間の800万円程度の経費がかかります、その経常経費については、導入当初、初年度に、3年間、そのデジタル田園都市交付金の事業費に計上することができますので、その3年間からですね、令和5年度10月1日以降に事業の開始を見込んでおりますので、その半年分を引きまして、2年半分を計上して、保守業務に当たるものです。

中原委員長 はい、松尾委員。

松尾委員 その保守業務なんですけど、もうちょっと具体的に、どういうふうなことをされるのかということをお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁お願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

コンビニ交付が問題なく、システムを稼働させるため、SEのサポート等や保守が必要ですので、それにかかる費用として計上しております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、その下のキオスク端末導入業務委託料から、その下に保守業務委託料、そして運營業務委託料というのが上がってますが、これは書いてるとおり、端末にかかるその導入業務だったり、保守業務だったり計上していると思うんですが、先ほど、初年度から3年間はその交付金事業として計上できるけれども、これについても同じことが言えるのかどうか、お聞きできますか。

中原委員長 今坂総括理事。

今坂しあわせ創造部総括理事 キオスク端末の導入経費で郵便局に設置するものでありま

して、委員おっしゃるようになりますね、経常経費として、可能な限り、計上予算化いたしております。

中原委員長 はい、松尾委員。

松尾委員 それでは、このキオスク端末導入業務委託料なんですが、この端末は何台になるんですかね、合計。

中原委員長 答弁をお願いします。。

今坂しあわせ創造部総括理事 郵便局1局に設置する設備1台分になります。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さんで、この範囲で。

ちょっとさっきの確認なんですがね、経常経費のことを松尾委員がお尋ねになって、キオスク端末のほうでも同様かと。その同様かの中身は、経常経費は3年間、国から補助がもらえるということと同様だという答弁でいいんですよね。はい、分かりました。なるほど。

ほかに、委員の皆さん、坂原副委員長。

坂原副委員長 67ページです。

節13使用料及び賃借料ですかね。駐輪場用地借上げ料とあります。この場所ですね。さっきありましたけど、ちょっともう一遍、再確認したいと思います。よろしくをお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 駐輪場の借上げ料の場所につきましては、淡輪駅難波側と和歌山側、深日町駅、多奈川駅、みさき公園の難波側、あと孝子駅となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 この駐輪場借上げ料として、町からその土地、使用料としてね、借りてるんですけど、その土地はでも、もともと南海の土地やと思うんですよね。これ、考え方なんですけど、南海のその電車を利用する客になりますよね。その客が利用する駐輪場をその町が借り上げるというのは、何かそれは、そういう法律か何か、根拠か何かあるんでしょうか。説明をお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまの委員のご質問にお答えします。

駐輪場の、本来は南海電鉄が駐輪場を確保すべきではないかということになる

と思いますが、駐輪場につきましては、自転車の安全利用の促進及び自転車等の駐車対策の総合的推進に関する法律がございます。その中で地方公共団体は、通勤・通学・買物等のため、自転車等の駐輪需要の著しい地域等においては、自転車等駐輪場の設置に努めるものとなっております。また、鉄道事業者につきましては、自転車等の駐輪場に協力を求められたときは、鉄道用地の譲渡など、自転車等の駐輪場の設置に積極的に協力しなければならないとされ、駅の新設、大規模な改造の場合は、鉄道事業者が設置するもので、必ずしも鉄道事業者が駐輪場を確保するものではないことをご理解願いたいと思います。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 その法的根拠があつて、町がその設置に努めると、それから、鉄道会社は、町が駐輪場を設置する場合には協力しなければならないというふうになっているわけですね。そういう根拠を基に町が設置しているということが分かりました。

それで、町が借りてするんですけれども、南海の土地やと。その駐輪場にね、白線とか書いてあつて、要するにここに止めなさいよっていうね、あるんですけど、それが一部薄れてきてるところがあるんですけど、そういうのはどっちがやるんですか。南海がやるんですか。岬町がやるんですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 駐輪場を借り上げてる点から申しますと、まず先に南海と協議することになりますが、生活環境課、町が持つものだと考えております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 といいますのはね、淡輪の駐輪場、難波側ですね。あそこは、淡輪駅の北側の踏切、大阪寄りの踏切から、自転車が入ってくるんですよ。入ってきて、その通路の左右にあれ、停めるんですよ。自転車。あるいは、二輪車、その通路の中央にまた、あれは何でしょうか。電柱かな、鉄塔かな、立ってて、それを保護する柵もあつてね。結構狭くなってるんですけど、ここに停めてくださいという白線なんか薄れてて、結構乱雑になったりしてるんですね。その止め方が。これが、そこを通行する人の中に、白杖の人がいてると。盲目の人がいてて、自転車や、二輪車を停めてるのが乱雑になって、もう凸凹してて通りにくくてぶつかつてると、そんな相談も受けたりのので、せめて、その白線なり、それを整備してですね、きっちり止めるようにしたらどうかというふうに思うんですけど、

その辺、いかがでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 そういった方々もおられるということなので、駐輪場の白線につきましては、南海と協議し、費用をどちらにするかという点も含め、協議して対応を行ってまいりたいと考えております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 はい、それはお願いしておきます。

その整備して、その白線とか、駐輪する場所ですよという、その区分を明確にするということですけど、それと同時に、その中にちゃんと停めてくださいねとか、そんな注意書きとか、張り出すとか、そういうのができないのかなと思ったりするんです。以前にも、ほかの駐輪場のことで、住人さんから苦情や相談があったりしました。また、私たち、議会だよりを発行していますが、その議会だよりの返信はがきにもね、そういう苦情が寄せられておりました。そのときに、担当課に相談したんですけれども、そのときは淡輪駅の和歌山側、自動販売機とポストが、郵便ポストがあるところですね。あのポストの周辺に停めてあって、ほかが入られへんという苦情とかですね。あるいは、みさき公園のあいクリニック側、あそこがもう歩道に出てて、もう邪魔になっているというふうな苦情があって、担当課に相談しました。その相談してからその後、それが解決して、もうきちっと停めてもらってるというふうな、そんな喜びの声もあったんですけれども、何かそういう形で対策ができないのかなというふうに思うんですけど、以前も何か対策してくれたのかなと思うんですけども、その辺はいかがでしょうか。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えします。

あいクリニック側の駐輪場にはみ出して歩道の側に止めている件と、淡輪駅前の和歌山側、郵便ポストのあるところですね。そこに自転車を置いておりました。その方々に対して、土木作業員の方がおられますので、毎日、見回りに行っていたら、止まっていた場合は張り紙をし、次にあった場合は撤去しますと、そこまで強い張り紙をしたことにより、今ではほとんど止めておられない状況です。今現在も、1日1回は見回りを行っていただいております。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 ありがとうございます。

そこまで丁寧に、やっていただいて、現状解決しております。今後もよろしく
お願いいたします。

中原委員長 ほかに。松尾委員。

松尾委員 私からは、このデジタル田園都市国家構想交付金の事業の続きなんですけどね。
コンビニ交付システム保守業務委託料が、先ほど今坂総括理事がおっしゃったみ
たいに、5年間で828万3,000円、今かかっているということなんで、か
かるということなんですけど、例えばこれが4年後、3年間は計上できるって言っ
てはったので、4年後、そしたら単年で幾らになるのか、この業務委託料という
のが、なるのかというのと。

中原委員長 松尾委員、中断しても構いませんか。

松尾委員 大丈夫ですよ。

中原委員長 質問の中身からしても、少し何回かやり取りが必要になってくるかなという
感じもしたので、失礼ながら。

松尾委員 分かりました。

中原委員長 ここで、一旦休憩を挟みたいと思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょ
うか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。

それでは、一旦中断いたしまして、午後の審査の開始は午後1時、13時から
ということで、また、午後1時までにはお集まりいただきたいと思います。

暫時休憩いたします。

(午後 0時00分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

中原委員長 皆さん、お待たせいたしました。

午前中に引き続き、厚生委員会の審査を続けたいと思います。

松尾委員の続きやっただと思いますけれども、

では、松尾委員、どうぞ。

松尾委員 それでは、続きを質問したいと思います。

75ページのデジタル田園都市国家構想交付金の事業についてなんですけど、先

ほど午前中に、コンビニ交付システム保守業務委託料で、詳しくお聞きしましたが、828万3,000円、これ、5年間の保守業務委託料というふうにお聞きしたと思うんですが、これが4年後、その算定、国のその交付金の経費の算定が認められない4年後では、単年で幾らになるのか。この事業のその業務委託料が単年で幾らになるのかというのと、あとこの保守業務で、実際にその保守業務の内容の詳しい内容ですけど、例えば、何か事故が起きたときに、都度対応のその保守の中身なのか、それとも、随時、24時間監視体制が整った上で、常に監視の上で、事前に不具合があったら対処していただけるような、そんな内容になっているのかどうかというのをお聞きしたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 この828万3,000円はですね、午前中にもお答えしましたように、2年半分の経費となっております。ですので、1年間で言いますと、消費税込みで331万3,200円という年間の保守委託料になります。

それと、保守の内容なんですけれども、ハードウェア、ソフトウェア、それぞれの保守ございまして、ハードウェアで言いますと、ハードウェアの故障対応、ネットワーク障害対応、セキュリティのアップデート等々ございます。何かあったときには、データの復旧等のこともございます。ネットワークの監視も随時やっておりますので、その分の保守。あとソフトウェアでアプリケーションのバグの対応とか、OSのアップデート対応というのが含まれております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 心配するのが、331万3,200円、年間かかってくる年からの、町の負担というのがね、かなり大きいなというふうに思うんですね。今後、そういったところのその交付金というのは見込めないで、例えばその保守業務というのを、できるだけ負担のないようにしていくには、どうしたらいいのかなというふうには考えたりするんですよ。というのは、ずっと私も何回か質問してる住基の件でも同じことが言えると思うんですよ。例えば、一番分かりやすいことで言うと、事業者が今、やっつけていただいていると思うんですけれども、その事業者の例えば相見積もりを取れるものなのかどうかというのも、なかなかこの保守業務とか、その基幹システムを作ったところ以外で、業者を変えられるかどうかというのも難しいところなのかなと思う中でね。じゃあ、今後、そのいいなりの金額を支払

っていくしかないのかというのが、とても難しいところやなと思うんですけども、その辺のお考えはいかがですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、本町で導入している住民情報システムは、日立システムズ株式会社が開発した独自のソフトウェアを導入して、運営しているところなんですけれども、これをこのコンビニ交付のシステム構築するに当たりまして、他の業者にシステム改修を委託しますと、その両者の連携を取るための改修費用が必要になってきますので、高額な費用になることが予想されます。また、事故が起こったときには、責任分担の明確化、及びその原因を究明するのにも時間を要することが危惧されますので、住基システムのベンダーに委託するしかないと考えております。今後、全体のシステムの業者選定に当たっては、見直し時期に検討していくことになります。

中原委員長 西総務部長。

西総務部長 私のほうからも、少しちょっと補足をさせていただきたいんですが、委員おっしゃるとおりですね、デジタル化とかOA化についてはですね、コストの問題が非常に大きな問題になっております。そのためにですね、国は全国統一の標準化というのを今、進めておりまして、標準化されることによってですね、コストダウンというのが図れるんじゃないかなというふうに、我々も考えております。

あと、今回のコンビニ交付等の導入に伴って、負担額が当然増えてくるんですけども、一方でですね、コンビニ交付が増えてくればですね、住民さんが窓口に来る機会も減ってまいりますので、将来的な話になってくるかと思っておりますけれども、今の住民課の体制も見直すことができる、そこで人件費が浮いてくるというふうなメリットもございますので、それらをトータル的に考えればですね、このシステムを導入するというのは、大きなメリットがあるんじゃないかなというふうに考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 私は、ネットワークとか、その新しいICTを活用して、どんどん便利になっていく、そういうまちづくりは望んでいるほうなんですよ。ただ、それに伴うね、コストが、先ほど西部長からも言われましたけれども、やっぱりそのシステムを

作って、それをずっと運営していく、そこには保守が必ずかかってくるというので、そのほかのものであれば、例えば見積もりを、相見積りをとって、できるだけ最適な事業者にはスイッチをしていくというのは、コストを抑えていく方法の1つだけれども、こういったシステムに関して言うと、作ったところでないとなかなか触れない、そして変更もできないというそのデメリットがあるというところでね、もうどんどんコストだけが膨らんでいくという、その危惧を申し上げているんですが、先ほどね、西部長がおっしゃってたその国の標準化というところがあるんですが、これが果たして、こういう岬町みたいに小さいまちで、その標準化が果たして適切に作用されるのかどうかというのも、やっぱり今後見ていかないといけない問題だと思いますし、じゃあ、ほかに方法がないのかということだね、ちょっとお聞きはしてたんですけども、なかなか今のところ難しいのかなというふうに、私も思ってるんですよ。なので、ほかの方法がないのかなというのは、今後ね、その検討していただきたいというのは、実際思うんです。

1つの提案というところで行くと、先ほどその業務内容、お聞きしましたけれども、ずっと24時間監視してるよということでもなさそうかなというふうに、見受けたんですよ。今後のその運営でね、もう何年かは、初めてのことなので、一体運営してみて、問題とか、実際のその動きとかというのは見えてくると思うんですけど、見えてきた時点で削れるところ、例えば常時監視していないのであれば、その都度都度対応したことのその費用算定にしてもらおうとか、要は、保守された時点でその費用が発生するみたいな、その都度都度対応のその費用の計算をするとか、難しいかもしれませんが。そういうふうなその話合いができればね、していただきたいなというのがあるんですよ。要は、いいなりの値段ですずっと支払っていくのは、なかなかやっぱり厳しいものがあるので、できるだけその業者とのその話合いの中で、コスト削減できる要素をお互いで話し合っていていただきたいなというふうなところは、もう要望しかないと思いますが、申しとおきたいなと思います。

中原委員長 答弁を求めてないようでしたが、どうしましょう。

松尾委員 お願いします。

中原委員長 西部長。

西総務部長 委員おっしゃるとおりですね、このシステムを導入すると、そのシステムを

開発したところしか、今、保守とかもできないというのは事実です。その中で、我々もですね、頂いた見積もりを、我々の目で見れる範囲ですけれども、精査をさせていただく中で、不要なものは省いていくという、コスト削減については努力をさせていただいております。

今回、このコンビニ交付についてはですね、利点であるところのこの24時間、コンビニで取得できるということになってまいりますし、特に個人情報をですね、いわゆる外部で取り扱うということになりますので、我々はそこを非常に懸念、心配するところがございますので、そこは万全な体制を取っていかなければいけない。そうすると、やはりある程度のその保守体制をですね、しっかりと構築させていただく必要があるというふうには考えております。ただ、繰り返しになりますけれども、我々も頂いた見積もりをそのまま契約するというのではなくて、内容を十分精査した上で、必要な分として契約をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。引き続き検討していただきたいなと思います。

同じ内容でね、住基、住民基本台帳ネットワークシステムとかのことで、お伺いしたいと思うんですが、ページで言うと81ページですよ。

この件についてもね、昨今、強盗殺人事件というのがまだ絶えてない、ニュースとかで、まだ今も続いているような感じがありますが、この件で、例えばこの住基ネットから分からないですけれども、自治体から住民の情報が漏れて、それで犯人に悪用されて事件になっているというところも、ニュースで聞いたりするんですよ。岬町は、ないとは信じたいですが、その対応、要は、例えばその職員の皆さんが、必要外に見れないような対応をされているかどうかというのをお聞きしたいんですが。例えば、具体的にこういうふうにしてるから、その目的外で見ることはできないよというふうなシステムになってるかどうか。そういったその防止策というんですかね。具体的にお聞きできたらなと、この機会に、お願いいたします。

中原委員長 答弁お願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 現在、個人のパスワードと生体認証で、履歴が残るように検索すればなっておりますので、その履歴が、毎日というわけじゃないですけれ

ども、定期的に、チェックするようになっております。住基ネットワークですから、全国レベルで、各市町村の課題や防止策等について定期的にセキュリティ監査も受けて各市町村がチェックされている状況でございますので、それが防止対策ということになろうかなというふうに思っております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 では、実際に岬町からは、そういう、何て言うんですかね、変な履歴は今のところないという解釈でよろしいですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 委員おっしゃるように、今現在ないという解釈で結構かと思えます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、今度はその住基のこの項目について、ちょっと詳しく聞きたいんですが、戸籍電算化システムリース料、そして戸籍電算化システムソフト使用料というのが上がってますが、これ、以前も聞いたかもしれませんが、その上に委託料でシステム保守委託料というのものもあるんですけども、このリースをしているのに、まだソフトの使用料もかかっているという、この詳細をちょっと教えてほしいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

この戸籍電算化システムソフト使用料というのは、その業者のソフトを使用している、まさに使用料を払っているということで、システムのリース料というのは、そのハードウェア、端末等の機器のリース料でございます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、ページ戻りますけれども、75ページの負担金、補助金及び交付金のこの住民課のJ-LIS負担金というところで、34万6,000円が上がってますが、これの算定根拠を教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 ただいまのご質問にお答えいたします。

このコンビニ交付を、導入するに当たりまして、J-LISへの運営負担金というのを支払う必要がございます。この費用は、市及び町村等の人口規模によっ

て負担金が変わります。町村の場合は、年間69万963円というのが必要になります。令和5年度では、約半年分という形で、2分の1の34万5,481円が必要になりますので、その分を計上させていただいている状況です。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 便利になっていけばいくほど、こういった費用もいろんなところでかかっていってしまうという、何かもどかしいところがあると思うんですが、もう仕方ない、これは仕方ないと思うんですけどね。もう私からすると、本当に削れるところは削っていただいて、もちろん、それがね、何て言うのかな、基幹業務に差し障るとか、そういうふうなことになると困りますけれども、できるだけ、この、何て言うのかな、かかる経費というのを常々見直していただいて、必要なものだけにさせていただきたいなという、これも要望でしかないですけども、申しておきたいと思います。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 駐輪場関係で1つ質問が漏れてましたので、お聞きしたいと思います。総務費はまだいけるんですね。

駐輪場の関係で、放置自転車の対応についてですが、各駐輪場で、もう長い間放置されたままの自転車とかあったりするので、その放置自転車に対する対応はどのようにされているのか、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えします。

駐輪場等、道路上にも放置自転車というのはございますので、ある場合は、警告札を1週間張り、1週間後に引き上げに行くという形を取っております。その後、防犯登録がありましたら、防犯登録の確認ということで、各警察署に依頼を出し、個人の所有者を探し、所有者の方に対して通知を行い、保管期間60日を超えた場合はごみとしての扱いとなります。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 路上なんかに放置してる場合なんか、目立ってよく分かりますしね。それもまた、住民からの通報とかによるんだったと思うんですけど、例えばその駐輪場、駅の駐輪場にその放置している場合なんかですね、誰かがチェックして見んことには分からんと思うんですけど、そういうのはどういうふうにされているの

か、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えします。

駐輪場につきましても、土木作業員がおりますので、その方が定期的に駐輪場の整理を行い、警告札をつけているという状況です。

中原委員長 よろしいですか。西部長。

西総務部長 すみません。私、先ほど、松尾委員の答弁の中でですね、コンビニ交付24時間ということを使うんですけども、すみません、正しくはですね、6時半から23時まで毎日ということで、24時間というのではなくて、6時半から23時まで毎日使えるということで、訂正させていただきます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。

関連でね、今その住基のほうなんですけれども、ずっと運営されてきた中で、例えばその住基ネットワークシステムのトラブル件数とか、あとこちらからヘルプを出した件数というのは分かります。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 近年ですね、私、担当させていただいてから、ネットワークシステムに問題があるかということであれば、問題はなかったんですけども、ハードウェア等の機器の不具合で、業者のサポートを受けたということはございます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 大体、何件ぐらいありますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

今坂しあわせ創造部総括理事 やはり機器等が5年を超えて利用しますと不具合等が出てきたという症状がありますので、手元に今、資料ございませんけれども、大体4、5回ぐらいは、業者とのやり取りで復旧させているというところでございます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。であればね、これは住基に限る話かもしれませんが、ネットワークのシステムで、特にその問題が、今まで不具合出ていない。もちろん、安心料としてその保守、委託というのがあると思うんですけども、そうそうね、僕

も若干詳しいところがあるので、そうそう不具合出ることはないと思うんですよ。なったときに、例えばお支払いするような契約形態とかに、もしできるのであればね、もっと費用も抑えられるのかな、もちろん相手側のね、主張もありますから、できるかどうか分かりませんが、住基しかり、この新たな田園都市のね、システムしかり、そういった話合いもね、ぜひ検討していただけたらなというふうには思います。これは要望です。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、総務費の関わりで、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、これで総務費の質疑を終わります。

続いて、民生費に入ります。

予算書88ページから113ページをご覧ください。ただし、98ページから101ページの日9文化センター費は他の委員会の所管ですので、除きます。

民生費の範囲で、質疑ありましたらお聞きしたいと思います。委員の皆さん、いかがでしょうか。

瀧見委員、どうぞ。

瀧見委員 予算書91ページ、区分、負担金補助及び交付金の中の下から2つ目、日常生活自立支援事業補助金につきまして、詳しい内容と実績等ございましたら、お願いいたします。

中原委員長 答弁お願いします。

南しあわせ創造部副理事 瀧見委員のご質問にお答えします。

ご質問ありました、日常生活自立支援事業の補助金でございますが、こちらにつきましては、高齢や障害により、1人では日常生活に不安のある方が、地域で安心して生活が送れるよう、社会福祉協議会が実施主体となって、本人との契約に基づいて福祉サービスの利用援助だとか、日常的な金銭管理などの支援を、行っていく事業でございます。それを通じて、高齢者や障害のある方の権利擁護を図るということを目的として実施される事業でございます。

こちら、補助金につきましては、社会福祉協議会が実施する事業でございますので、そちらのほうにお支払いしているもので、こちらの日常生活自立支援事業につきましては、国の補助及び大阪府の補助も社会福祉協議会が受けて実施しておるもので、国と府の補助以外の部分を町が補助しているという状況でございます。

す。

利用者の実績につきましては、令和4年度、現在の利用者につきましては、27名の方が利用されておりました、内訳としまして、認知症高齢者の方が15名、精神障害の方が6名、知的障害の方が6名というような内訳となっております。

中原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 国と府と町が分担しているということなんですけれども、比率はどのような比率になっておるのでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 比率については、おおむね3分の1ずつとなっております。

中原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 ありがとうございます。結構です。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 来年度は、いろんな計画の策定業務というのが、今、計上されているのかなというふうに見受けるんですが、例えば91ページであれば、障害福祉計画、障害児福祉計画の策定業務もありますし、95ページでいくと、高齢者保健福祉、介護保険事業計画の策定もありますし、103ページでも、子ども・子育て支援事業計画もありますが、これら、ほとんどその委託料なので、コンサル事業者に委託されるのかなというふうには考えてるんですが、これら、今までも計画を策定されて、その計画に基づいて実施をされてきたといういきさつがあると思うんですよね。その中で、その計画の策定段階でも、多分職員の皆さんは、その策定の中身とか、その策定方法とかも今まで見てこられたと思うんですが、そろそろ、その、何て言うんですかね、内部でね、自分たちで計画を立てて実行していくんだという、そういったお考えというのはないでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

松井しあわせ創造部長 今、松尾委員言われますように、計画策定につきましては、計画年数がございまして、その計画年数も経過して、また再度計画を策定するというようなサイクルになっております。確かに、毎回委託を出すということで、もう職員の手で何とか計画を立てていけないのかという趣旨の質問かなと思います。

ただ、この計画につきましては、進捗状況等についても、しっかり担当として

は把握していきながら、計画を立てるにしても、検討委員会等を立ち上げ、そこでいろいろ意見を聞かせていただきながら、どのような方向性をもって次の計画にするかというようなところは、しっかりと担当としては考えているところでございます。

ただ、計画の組立てといった部分も含めて、やっぱり専門的な知識のある方の意見も頂きながら、計画を立てていきたいというのもありますし、また新たに国のほうからの計画に基づいた方針等も関わってきますので、その点も踏まえまして、専門的な知識のある方の意見を頂きながら、計画を立てていきたいと考えております。ただ、計画を立てるに当たっても経費がかかってくるということで、今回の予算に関しても、職員でできるところは職員でというところを、しっかりと見積金額から精査をして、財政部局から査定を受ける中で、予算を上程させていただいておりますので、ご理解をお願いします。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 財政部局の厳しいチェックがあるということですし、これ以上言うことないかなと思うんですが、本当はね、確かに国の制度が変わったりとか、その方針が変わるとするのは、職員の皆さんではなかなか把握しづらいところはあるかもしれませんが、一方で、自分たちだけで計画したものというのは、多分その肌身に感じて、そのものを見ずでも実行できるというかね、体が動くようなことも考えられると思うんですよ。例えば、自分自身で文章を作ったら、それは読まなくても、もう頭から出てくるみたいなことと一緒に思ってますね。ちょっと認識が違ってもいいかもしれませんが、できれば、今後、できるところはね、もっともっと、その職員さんの範囲をもうちょっと広めていただきたいなというふうなことは、ちょっと常々思ってます、そういうふうな方向性でいていただきたいなというふうには、これも要望にとどめておきたいと思います。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん。はい、出口委員。

出口委員 108ページですね、目6の子ども医療費助成費ですけれども、本年度の予算が3,849万3,000円と、前年度予算額が4,237万3,000円ということで、約400万円弱減っておりますのやけども、これは多分、児童数が減ってるのかどうかな、その辺はどうですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

委員がおっしゃるとおり、児童数の減少と見積もり方につきましては、3か年平均の実績を考慮して予算を上げさせていただきました。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 昨年よりかも、本年度はどれぐらい児童数が減っているのか、それ、分かりましたらお願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 出口委員のご質問にお答えします。

直近の令和4年12月、子ども医療の医療証をお持ちのお子さんになるんですが、1,409人、前年度は1,477人になっております。

中原委員長 出口委員、よろしいですか。はい、どうぞ。

出口委員 そうしたら、これは、医療費の助成費というのは、もう最高額が決まっていますねんよね。その辺はどうですか。大病になったときとか、いろんな部分があると思うんですけども。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 出口委員のご質問にお答えいたします。

一月で最高自己負担額は2,500円になっております。

出口委員 はい、ありがとうございます。

中原委員長 ほかに委員の皆さん。

はい、道工委員。

道工委員 1件だけちょっと確認したいんですが、97ページの淡輪老人福祉センター費ですね。以前からも申し上げておったんですけども、以前はお葬式なんかの使用料がかなり入ってて、運営やりやすかった。現在もう全く、年間通して1件もないという状況。これ深日会館も同じやと思うんですけどね。利用するについての、縛りが出てるんちゃうかな。というのは、たしか土曜日か日曜日に利用しようと思うて申し込んだら、開館してませんという返事、返ってきたことあったんですが、そういうことになってんのかどうか。利用時間の問題、それから曜日の問題、その辺はどうなってますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

橋野高齢福祉課長 道工委員の質問にお答えします。

淡輪老人福祉センターのことについてでありますけれども、ご指摘のとおり、淡輪老人福祉センターを利用するの葬儀の数が減っているところでして、令和4年度につきましても、現在のところ、1回というような状況でございます。淡輪老人福祉センターの運営につきましては、淡輪長生会のほうに指定管理をしている状況でして、開館時間につきましても、平日の9時から17時ぐらいまでということで開館しておりますけれども、今現在、利用も非常に少ないような状況でございます。

葬儀を行うに当たって、ご質問の内容というのは、土曜日、日曜日でも開館してはいかがかということだったと思うんですけれども、そのあたりにつきましては、また指定管理の淡輪老人福祉センターを指定管理しております、淡輪の長生会とも協議したいなどは思っておりますけれども、何分、長生会への委託になっておりますので、夜間とか、休みの期間までもお願いするというのは、なかなか難しいかなというようなことを思っているところでございます。

中原委員長 はい、道工委員。

道工委員 会議なんかね、やろうと思っても、日曜日は使えない。これまたいかなもんかなと思うんですよね。村中にある一番使いやすい施設ですから、公民館までのあの坂、登っていくよりか、老人福祉センター使うほうが使いやすいという意見、かなり聞いています。その辺ね、いわゆる管理するのについての人件費とか、いろんな面で、少ないがためにそういう縛りが出てるの違うかなという思いが、私、してるんです。その辺、ひとつしっかりと聞いてやっていただいでですね、対処できるように、ぜひともお願いしたいと思うんですね。

やっぱり土日利用できない。お葬式は多分使わすと思うんですけどね。会議でやるとなったら、なかなか土日使えないというのでは、ちょっと利用目的から言うても、いかなもんかなと思いますので、ぜひともその辺をひとつ、もう少し予算を上げてやっていただければ、人件費等も出てくるの違うんかなという思いもしてますけれども、なかなかね、ここずっと金額もあまり上がってませんわな。そういう意味でひとつ、無理言うてもあかんと思いますけれども、その辺ひとつ、事情をしっかりと聞いてやっていただいで、対処をやっていただくように、これ強く要望だけしておきます。

中原委員長 はい、要望ということでよろしいですね。

ほかに委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 95ページの負担金補助及び交付金の中のシルバー人材センターの活動補助金がありますが、これは昨年度の予算と比べて、今年度か、今年度の予算と比べたら、若干減にはなってるんですね。参考までに、算定根拠というのを教えていただけたらと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

橋野高齢福祉課長 松尾委員の質問にお答えします。

シルバー人材センター活動補助金についてでございますけれども、ご指摘がございました、令和4年度の予算と令和5年度の予算を比較して、50万円の減額になっております。その理由につきましてなのですが、ご指摘がございました、積算根拠ということなのですが、国の補助金と同額の補助金を支出するというようなことを行っておりまして、まず、運営費としまして、533万9,000円、それと、サポート事業ということで400万円、計933万9,000円を今年度の補助金としております。

昨年度につきましては、そこに、運営費にですね、会員の高い加入率が見込める場合とかの加算分を、令和4年度は50万円見込んでおったんですけれども、今年度、シルバー人材センターに実情を確認したところ、そういった加算の要件を満たすことができないということで、その加算分を令和4年度と比較して算定しまして、令和5年度の予算としまして、933万9,000円を計上しているものでございます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 説明はよく分かりました。この件はこれで結構です。

続いて、98、99ページの健康ふれあいセンター費で、需用費の中の修繕料というのがあるんです。これは毎年、約400万円ぐらいですかね、400万円ぐらい計上されていると思うんですが、いつもどこに、どこが修繕が必要になってくるのかなというのを教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えします。

健康ふれあいセンターの修繕費ということなのですが、そうですね、大

体年間いつも400万円を超えるぐらいの金額を計上させていただいておりまして、予算の算出根拠としましては、過去3年間の実績を平均して、予算というのをつけさせていただいていますのが、大体400万円少しの金額と、あと別枠で、消防設備の点検業務というのを毎年法定で実施しなければいけませんので、実施して、その消防設備の点検の結果、不良箇所が、どうしても何か所か経年劣化で出てきますので、その部分については、やはり利用者の人命に関わるところでございますので、適切に対応していくということで、消防設備の不良箇所の修繕というのをプラスアルファで取らせていただいています。今年度は大体70万円ぐらい、プラスアルファで取らせていただいておりますけれども、通常の400万円程度の修繕費につきましては、施設のほうが経年劣化で、もう25年ほど経過している施設になりますので、いろいろな設備が傷んできている状況でございます。

今年度につきましては、ポンプ系、特に水を使う設備が多いので、チラーの循環ポンプであったり、お湯を循環させるためのポンプ系が、傷んできているところがかかなり多かったので、今年度はポンプ系の修繕をさせていただきました。昨年度以前ですと、エレベーターの修繕であったりとか、やっぱり設備関係が非常に傷んできております。あと、エアコンの修繕も含めて、そういったところに毎年経常でかかる簡易な修繕といいますか、何千万もかかるような大きな修繕ではないんですけれども、そういった修繕をこちらのほうで見させていただいている状況です。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 事情はよく分かりました。それなりの年数がもう経ってるのかなというところで、出てくるところは仕方ない、その修繕箇所、出てくるのは仕方ないと思います。今後、その健康ふれあいセンターを運営していくに当たって、いずれまた、大規模修繕というのが必要になってくることもあるのかなと思うんですが、そのあたりの心配というのは、今のところないですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 そうですね。大規模修繕につきましては、将来的には必要になってくるかと認識はしておりますが、今のところ、いつ頃行うとかいうところは、計画をしておりません。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、違うところで、106、107ページの児童遊園整備費の委託料で、子育て支援課の草刈り委託料というのが上がっております。今年度の予算よりは若干減額にはなってるんですが、参考までに、何件、何か所というんですかね、というところを想定しているのかなというのをお聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

令和5年度の予算要求に関しましては、6か所です。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 具体的にその6か所って、教えていただくことはできますか。

中原委員長 答弁お願いいたします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

1か所目は小田平児童公園、2か所目は望海坂3号公園、3か所目は望海坂1号公園、4か所目は緑2児童公園、5か所目は緑1児童公園、6か所目が望海坂2号公園となっております。

中原委員長 松尾委員、いかがでしょうか。どうぞ。

松尾委員 単純にこの費用、113万3,000円というのは、割る6のような感じでいいのかどうか、お聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えいたします。

場所によりまして金額は異なっており、6か所でこの金額です。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 この件は結構です。

そしたら、続きまして、110、111ページの放課後児童健全育成費の14工事請負費で、子育て支援課の学童保育室のLAN整備工事ですね、というのが上がっておりますが、おおよそ想像はつくんですが、どのようにこのLANを設備して利用していくのかというのをお聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 松尾委員のご質問にお答えします。

学童のほうには、インターネット環境が現在ございませんでして、小学校のほ

うで、GIGAスクールの端末等が児童に配布されることにより、学童でもそれを利用して学習を行うために、整備を行うものです。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 これは、以前からね、結構LAN整備がされてないということでの、教職員の先生方からも聞いてたところだったので、ぜひこれで、もっともっと使える幅が広がって、GIGAスクールのその目的に添うような使い方になれるようにしていただければと思います。これは要望です。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

坂原副委員長。

坂原副委員長 予算書91ページですが、7報償費の手話奉仕員派遣時謝礼、それから12の委託料も手話通訳者派遣委託料、同じ12委託料の一番下で、登録手話通訳者研修委託料、この3つの内容をお聞きます。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 坂原副委員長の質問にお答えします。

まず1つ目、手話奉仕員派遣時謝礼ということで、21万9,000円、予算を上げさせていただいている分でございますが、こちらにつきましては、岬町に登録をされた手話奉仕員の方を、手話通訳が必要な方に、行政の窓口の手続や、病院へ通院される際に同行し、そこで手話通訳の援助をしていただくという業務に当たっていただいた手話奉仕員への報酬ということになります。

その次の手話通訳者派遣委託料、32万4,000円ですね、こちらにつきましても、基本は先ほどの手話通訳を派遣するというので、一緒なんですけど、通訳に派遣する方が、町の登録されている手話奉仕員ではなく、より高度な手話通訳能力がある大阪聴力者協会、ろうあ会館と言われるところに委託しまして、こちらからより専門的な手話通訳の方を派遣していただくという事業でございます。こちらを利用する際は、主に病院でも大きな病院で、高度な内容を手話通訳していただくというのが想定されるときに、利用させていただくということで、この2つは時と場合によって使い分けさせていただいて、実施させていただいているところです。

最後の登録手話通訳者研修委託料、12万5,000円でございますが、こちらにつきましては、一番最初に申し上げた町の手話奉仕員の技能向上を目指して、

その方に、さらなる技能向上のための研修の機会を資するために、委託料としまして実施しているところで、令和4年度につきましては3回実施しまして、令和5年度はさらに機会を設けるということで、5回に増やして実施したいと考えておるところです。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 今の手話通訳者に関する3点でしたけれども、いずれも前年度から増額になっています。これは、派遣など、その回数が増えるということなのか、あるいはその単価が上がったからということなのか、その増額の理由を教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 昨年度からの増額の要因につきましては、利用の回数がかなり増えております。というのは、恐らく対象になられる聴覚障害のある方が高齢化されておりまして、病院に行く機会が非常に増えたというのが、主な原因と考えております。回数が増えたというところが1つと、手話奉仕員の報償費につきましては、令和3年の11月に、単価を改正しまして、単価アップを図って、手話奉仕員の確保に努めていきたいというところで、単価アップをさせていただいているというところも、予算が上がったという原因にもなろうかと思えます。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 続けてお聞きします。

93ページですが、節27の繰出金です。出産育児一時金とあります。これ、何人分を考えておられるのか、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 副委員長の質問にお答えさせていただきます。

15人分を予定しております。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 その件は分かりました。

予算書の103ページです。節19扶助費の障害児通所支援給付金とあります。これは、ちょっと前年と比べてかなり増額になっているようですが、その理由をお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

増額になっている理由といたしましては、対象児童数の増加です。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 続けてお聞きしたいと思います。

105ページです。この節11 役務費ですが、これ、昨年までここにピアノ調律手数料って入ってたんですが、それがなくなってるんです。それは、ピアノがなくなったのか、調律をする年数を空けてるのか、どちらでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えします。

ピアノ調律におきましては、2年に一度行わせていただいております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 その同じページの下のほうですね。節14の工事請負費、緑ヶ丘調理施設改修工事、それからその下、17 備品購入費、これは庁用器具費、機械器具費と計上されております。算定について、内容をお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

まず、工事請負費につきましては、調理場内の塗装の塗り替えと、収納庫の塗装替えとなっております。

続きまして、備品購入費につきましてはですが、保育所における淡輪保育所での椅子の買換え、テラス用のパレスチェッカー、ロッカーの買換え、コロナに関する備品の買換えになっております。機械器具費ですが、淡輪保育所での1歳児の乳児室の取替えになっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 機械器具費のところ、もう一度お願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

機械器具費におきましては、淡輪保育所1歳児乳児保育室の取替えとなっております。

すみません。空調の取替えとなっております。申し訳ございません。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 続いてですが、107ページの節14 工事請負費、児童遊園階段改修工事

とあるんですが、これはどちらの児童遊園になるか、教えてください。

中原委員長 答弁お願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

児童遊園階段改修工事ですが、15区青葉台児童遊園の階段の歩行手すりをつけることになっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 111ページ、子育て支援センター改修工事、節14ですね。子育て支援センター改修工事とあります。これの内容をお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁お願いします。

堤子育て支援課長 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

こちらの工事請負費ですが、子育て支援センターの遊戯室の改修工事となります。箇所につきましては、遊戯室の床と壁面等の張り替えになっております。

中原委員長 はい、よろしいですか。

ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なければ、私からも何点か。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 予算書の91ページ、上から2つ目の節で、報償費の中に発達障害ペアレントメンター謝礼というのがあるんですけど、これがどういったものなのか、ご説明をいただきたいというのが1点目です。

それから、95ページの節18負担金補助及び交付金とありまして、その中のシルバー人材センター活動補助金というのが設けられておりますけれども、以前から少し話題になっておりますが、インボイスへの対応は、シルバー人材センターの事業についてはどのようになさるのか、この機会にお聞きしておこうと思います。

それから、97ページの上のほうの節19扶助費と、22の償還金利子及び割引料ということで、ここに老人医療費の府の補助制度に関わる記載があります。ご承知のとおり、大阪府の福祉医療として続いてきた老人医療の助成制度は、2020年度をもって廃止ということで、その後始末というべきかどうか分かりませんが、そのお金かなと思うんですけども、もうそろそろすっかりなくなって

しまうのではなかろうかと思っていたので、これはいつまで乗り続けるのだろうかというか、何か期限とか、そのあたりがあるのかなと思って、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

南しあわせ創造部副理事 中原委員長の質問にお答えします。

1点目の質問です。ペアレントメンターの報償費ということで、まず、ペアレントメンターという言葉、なかなかお聞きにならない言葉だと思うんですけども、ペアレントメンターとは、発達障害のある子育てを経験された親御さんが、大阪府が行う専門的なトレーニングをやっていますので、そちらを受けていただいた親御さんのことを、大阪府がペアレントメンターという形で制度化をしているものです。町としましては、そのペアレントメンターの方に、発達障害児・者の支援を拡充するため、教職員であるとか、保育所の保育士等に、ペアレントメンターさんが行っていただく研修の機会を設けて、より発達障害児に対する理解を深めていただくために、研修会を実施したいということで、来年度は1回実施を予定しておりまして、その講師謝礼ということで計上させていただいているところでございます。

坂原副委員長 橋野課長。

橋野高齢福祉課長 中原委員長のご質問にお答えします。

シルバー人材センターにおけますインボイスへの対応ということで、ご質問を頂戴しました。

シルバー人材センターとは、運営に関して様々な協議を行っているところですが、その中でインボイスについても協議を行いました。

現在のところなんですけれども、今年から始まりますインボイスへの対応につきまして、利用者、お客様と会員の方に負担がないように、対応を検討したいということで、具体的には、シルバー人材センターの今までの余剰金等を活用しながら、双方に負担のないような形で当面はやっていきたいというようなことで、聞いておるところでございます。

坂原副委員長 次の答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 中原委員長の質問にお答えさせていただきます。

老人医療費助成制度につきましては、平成30年に終了しまして、その後、経

過措置とされたところであります。経過措置についても、令和2年3月末をもって廃止したところでありますが、この予算計上させていただいている分につきましては、遡及分に対応するための予算でございます。

この扶助費につきましては、新年度分としまして予算計上、遡及分の予算計上をさせていただいております。償還金、利子及び割引料になります老人医療費府補助金返還金につきましては、旧年度の精算分になります。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 1件目のことは分かりました。よりよい活用を望みます。

2点目のシルバー人材センターのインボイスをどうするのかという問題ですね。利用者と会員に負担のないように、シルバー人材センターが持っている余剰金を活用するというやというふうに思うんですね。結局のところ、シルバー人材センターにとっては負担ということになると思います。国と引き続き協議なさると違うかなとは思いますが、結局こういう形で、どこかに負担が発生するのがインボイスやというふうに私は思いますので、私の希望はね、廃止せえということをお願いして、それが新たな負担を生まない方法だというふうに思いますけれども、よくご協議を進めていただきたいと、要望しておきたいと、思います。

それで、3点目のことがちょっとあんまりよく分からなかったんですけど、これは、まず1点目の返還金のことなんですけど、先ほどのご答弁であります。旧年度の返還ということで、今年度のことが来年度に載っているということですね。今年度、今年度ってこの医療費の返還金って発生するんですか。何かそこがちょっと、私、よく分からなくて。今、2022年度ですよ。この制度は、その経過措置が2020年度に完全に廃止されたということですよ。2年、ブランクがあるわけですね。何か、何でまた返還が、返すべきものは返してもらったほうがいいんですけど、どういう仕組みなんかなって、ちょっと分からへんなと思ったんで、お尋ねをしたところです。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

松本しあわせ創造部理事 中原委員長の質問にお答えをいたします。

まず、返還金のお話ですけれども、従来でしたら、当該年度中に交付申請をして、精算をして、返還がある場合は返還、追加がある場合は追加で助成をいただくという形を取っていたのですが、大阪府のほうが、令和4年度分から方針を変

えられまして、交付申請と決定については当該年度中に実施をしますが、実績と交付の確定と請求と支出に関しては、翌年度中に実施をするよというふうに、やり方を変更されたので、従来でしたら、この返還金、令和4年度中に精算を、今まででしたらしていたのですが、4年度からその交付金の支出の仕方を大阪府が変えられましたので、翌年度でお支払いをするという形になります。

先ほど、この制度の期限等はあるのかということでも聞かれていたと思うのですが、本来でしたら、制度自体はもう終了してまして、今、実際、遡及分に対応できるような予算組みをしているという形になります。実際、今、実績としましては、令和3年度は実績なかったのですが、令和4年度においては、一応遡及分で実際に支出がございまして、こういった形に対応するために、今のところ予算を組ませていただいております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今のお話で、遡及請求は何年後までできますか。

坂原副委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 一応、基本的には5年です。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 はい、了解をいたしました。ということは、この先もしばらくは予算的には確保しておく必要があるかなということなんですね。理解いたしました。

続けて、別の項目について、お尋ねをします。

101ページの下から2つ目、節7報償費、子育て支援課の児童虐待防止アドバイザー報償費ということで、これは、昨年度予算よりちょっと規模が大きくなっているように思うので、何か新たな取組とか、考えておられるかなと思ひまして、お尋ねするというのが1つです。

それから、107ページの先ほど副委員長がお尋ねになった15区青葉台ですね。淡輪15区青葉台の児童遊園の階段改修工事ということなんですけど、手すりつけるという説明で、ちょっと私、この青葉台の児童遊園ってどこのことを指してるのか、よく分からなくて、教えてもらえたらうれしいなと思います。それぐらいにしとこうか。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 中原委員長のご質問にお答えいたします。

児童虐待防止アドバイザー報酬費の増加についてですが、体制を強化するために増額させていただいております。

松下しあわせ創造部理事 2点目のご質問にお答えさせていただきます。

青葉台の児童遊園なんですが、15区の青葉台の児童遊園に通じる、非常に長い、上から見ても、下を見下ろすとちょっと怖いような階段がございまして、児童遊園に通じる階段になるんですけれども、相当長いんで、高齢者の方にとっては転倒のおそれがある危険ということも考えられますので、それで今回設置することで予算要望させていただいています。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 1件目の児童虐待防止アドバイザーの報酬費で、体制の強化ということですが、もう少しその体制の強化の中身について詳しくお聞きしたいということと、青葉台の児童遊園ということやけど、公園団地との境目のあの一番てっぺんに近い、あそこのことですね。瀧見委員が教えてくれた。なるほど、分かりました。私、てっきりね、青葉台の集会所の下側の広場のこと言うてんかな思って、実は今朝、見に行きましてん。階段、どんなぼろぼろになってんのかな思ったら、おかしいなと思って。よく分かりました。また通ったときに、どんな状態か、確認したいと思います。じゃあ、児童虐待のほうをお願いいたしたいと思います。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

堤子育て支援課長 中原委員長のご質問にお答えいたします。

児童虐待防止につきましては、現在はアドバイザーは1名となっておりますが、令和5年度からは2名体制で考えております。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 委員の皆さん、ありがとうございました。

それでは、民生費のところ、委員の皆さんから、ほかに思いついた質問も含めて、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ありがとうございます。

続きまして、衛生費に入ります。

予算書112ページから129ページをご覧ください。ただし、116ページ、117ページの目3環境衛生費の節18負担金補助及び交付金(土木・下水道課

分) にかかるものは、他の委員会の所管ですので、除きます。

衛生費の範囲でご質問ある方は、どうぞお尋ねください。

瀧見委員。

瀧見委員 先日の事業委員会で間違っって質問いたしましたところを、正規の厚生委員会で質問させていただきたいと思います。

ページが117ページ、節18負担金補助及び交付金の生活環境課電気自動車等導入支援事業補助金に関して、お伺いいたします。

この補助金等の内容とですね、それと、これ使って、電気自動車を購入された方は実際いらっしゃるんでしょうか。よろしくをお願いします。

中原委員長 ご答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 瀧見委員のご質問にお答えします。

電気自動車等導入支援事業補助金、これにつきましては、令和4年3月に、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることを目指す、岬町ゼロカーボンシティに挑戦することを表明していることから、脱炭素化を推進し、安全安心で持続可能なまちづくりを目的として、環境性能に優れた電気自動車及び燃料電池自動車を購入した場合に要した費用の一部を補助するものです。

補助金につきましては、電気自動車1台当たり5万円、燃料電気自動車1台当たり20万円となっております。

この補助金につきましては、令和5年4月1日以降に新車登録された電気自動車となりますので、これからの事業となります。

中原委員長 瀧見委員。

瀧見委員 はい、ありがとうございます。

中原委員長 ほかの委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 同じページ、117ページのその負担金補助金及び交付金の上ですね。委託料で、生活環境課の中にある地球温暖化対策実行計画（事務事業編）改訂支援業務委託料ってあるんですが、おおむねやられることは理解はしてるんですが、もう一度この中身を詳しく教えていただけますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

地球温暖化対策実行計画（事務事業編）の策定委託料ですが、平成31年3月に、地球温暖化対策実行計画（事務事業編）を策定しております。そのときでは、温室効果ガス排出量の削減目標を40%以上削減としていましたが、政府の実行計画において、2030年度の温室効果ガス削減目標を、2013年度比50%と改定されたことに伴い、計画の内容の改定を行うものです。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 ということは、以前策定されて、また改訂するという事なんですが、今の、前回その平成31年3月でしたっけ、策定されて、今に至りますが、その実行計画の中身というのは、実際、今、どのように、成果というか、評価しているのか、お聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 平成31年3月に策定した実行計画につきましては、主な取組方針では、職員が日常的な事務活動や施設管理において、省エネルギーや廃棄物削減に取り組むことや、公共施設の設備の更新や建替え時において、省エネルギー型設備、機器の導入や自家消費を目的とした再生可能エネルギーの導入を検討することなどを挙げております。

取組状況につきましては、令和元年度に執務室を中心に、119基の照明器具をLED照明に取り付けを行い、温室効果ガスの総排出量の削減に努めております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 事務事業編って書いてますので、きっとこの庁舎内に限った話かなと思うんですが、その当初削減目標としてた40%にはクリアできているのかどうか、あと、2030年度に国から50%に引き上げられたということなんですが、それもクリアできているのかどうかというのを聞きたいです。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 温室効果ガスの策定目標40%としておりますが、現時点ではクリアのほうはできておりません。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 では、何%削減されたのかというのは、数値で分かりますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ちょっと資料は古いんですが、令和2年度では37%削減できております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 分かりました。大きくね、岬町はゼロカーボンシティの挑戦というふうにされてるので、これに限っては事務事業編なので、この庁舎の中での話でしょうが、やっぱり計画したからには、目標値を超える実行が必要なのかなって思うんですよ。今回、その改定される業務が出てきてますが、果たしてね、これって、この200万円のその委託料というのが必要なのかな、そもそも必要なのかなって私は思うんですよ。事務事業編だから、そもそも過去に作った計画に、さらにこうしていく、ああしていくというのは、やっぱり職員皆さんの知恵だったりとか、一番よく分かっている、庁舎内の事情のことはよく分かっている職員の皆さんで作っていくのが本来なのかなと思うんですよ。あとは、その国の方針だったりとかというのは、ホームページであったりとかで、確認できるんじゃないかなと思うんですが、その辺はどうしてもこの改定の支援業務が必要なんだというその理由を教えてくださいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

地球温暖化、この実行計画につきましては、見直しとしまして、基本的事項の整理としまして、計画書の背景、目的、または温室効果ガスの排出状況の把握など、そういった分析ですね、そういったものをコンサルの目から見ていただいてやるほうが、職員のノウハウよりもコンサルのほうがノウハウがあると思いますので、コンサルの力が必要であると考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 先ほどのね、よく似た計画策定のコンサル事業者に振る委託料というのも、先ほども触れましたが、今回については、自分たちでできるんじゃないかなというふうに思って仕方がないんですよ。もちろんね、その専門的なノウハウというのはあるかもしれませんが、一度、これも作られていることですし、その推移も実行もされてきた中で、いずれか自分たちで作っていくという、何ていうかな、心意気というか、そういうのはあってもいいのかなって思ったりするんですよ。これ以上はもう要望でしかないですけど、少しずつ、それこそ自分たちのまちは自

分たちで作っていくというところを見せていただきたいなというのは、要望しておきたいなと思います。

中原委員長 要望ということでございました。

出口委員。

出口委員 121ページの節18のですね、肝炎治療補助金ということで、54万円、補助金が予算組まれてますけれども、これ、多分B型、C型の補助金の対象になるかと思うんですけれども、もうほとんど、岬町で特に深日地区がC型が多いというふうに聞き及んでおるんですけれども、最近の患者数の数はどれぐらい各地区で、分かれば教えていただきたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 出口委員のご質問にお答えいたします。

各地区ごとの肝炎の患者さんの数ということなんですが、大変申し訳ないんですが、やっぱり各地区ごとの肝炎の患者さんの数、正確な情報はございませんので、答弁することができません。

ご質問いただきました、この肝炎の治療費助成ですが、C型肝炎の治療を受けられる方で、大阪府の公費のC型肝炎の治療を受けた場合に、1万もしくは2万の自己負担が出るんですが、その部分を岬町が独自に助成しまして、C型肝炎の治療を患者様が無料で受けれるようにということで、これまで続けてきた事業でございます。ただ、やはり、今年度、令和4年度ですね、やはり申請者の数が現時点で0人です。ご相談いただいている方が1人から2人いらっしゃいます。その申請者が減ってきてるのは、大阪府の公費の助成事業のほうも、同じ状況です。やはり年々減少しております、岬町の現状といたしましては、まず岬町の保健センターがC型肝炎の患者様で、支援をさせていただいてきた方には、ほぼ治療を受けられる意志のある方には、この助成事業のご案内をして、治療を済んでいっている状況にあります。

今後、C型肝炎については、新規の患者さんというのは本当に少ないものです。やっぱり血液感染になりますので。となりますと、現在いらっしゃる患者様の高齢化が顕著です。やはり、もうほぼ80代以上の方になってきます。そのうち、60代、70代の方につきまして、まだ治療のされていない方には、訪問事業の保健師が、最新の治療状況ですとか、そういうご紹介をさせていただいて

いる状況になりますが、ほぼもう、その方々であっても、既に別の病気での治療のほうを優先されている方でしたりとか、あとやはり、C型肝炎の今の治療は、インターフェロンフリー治療といいまして、飲み薬になっておりますが、お薬の服薬管理が非常に難しい、もしくはもう高齢になりますので、認知症等でそこまでの治療をご家族が望まない方という方も増えてきているのが現状になります。

すみません。患者さんの数というのは、やはり把握するのはなかなか難しいところですので、出口委員のご質問に対してはこの答弁とさせていただきます。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

ただ、今、助成金が1万円と2万円というふうな形でお答えになられたんですけども、私の把握するところでは、大体もう1万円の助成でということになってると思うんです。それと同時に、もうC型患者というのは、薬がよくなってですね、特に深日地区が大半を占めてました。あと、淡輪地区にちょっとあったのが、先ほどあったというぐらいで、もうほとんどなくなってますわ。だから、そういう中で、その1万円と2万円の助成金の、なぜ差があるのか、ちょっと教えてもらえますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 1万円と2万円なんですけど、大阪府の治療費助成のときに、患者様の収入、所得に応じて、自己負担の上限が決まるんです。それが1万円、2万円という形で、2万円の方は所得がかなりある方なので、現状、岬町においても、2万円になる方というのは非常に少ないです。1万円の方がほとんどでした。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 ありがとうございます。

一番うれしいことはですね、今、川井所長のほうからお話あったように、もうC型患者はほとんどおらないというのが、一番住民さんにとっては幸せかなと思いますので、どうもありがとうございます。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員、どうぞ。

松尾委員 121ページの負担金補助及び交付金のがん患者医療用補正具購入費助成金と

して9万円上がってるんですが、これを詳しく教えてください。

中原委員長 答弁お願いします。

川井しあわせ創造部副理事 松尾委員のご質問にお答えいたします。

がん患者の、今回上げさせていただいているがん患者医療用補装具購入事業助成事業で9万円ですが、こちらにつきましては、がんの治療中もしくはがんの治療後ですね、抗がん剤の影響で髪の毛が抜けられた方ですとか、あとは乳がんで乳房を切除された方等ですね、こういった方に、医療用ウィッグでありますとか、乳房補正具の購入につきまして、その一部を助成するもので、患者様ですね、経済的な支援と、あとはその後の療養生活、もちろん、がんと共生の中で、社会生活を続けていただく中で、その生活の質を向上を目的として助成するものです。

この医療用ウィッグ等につきましては、健康保険の適用外となりまして、患者様は自己負担でご購入されている状況です。また、医療費控除の対象外にもなっております。

近隣ではですね、泉佐野市が先行してこの事業をしております、その中で購入費の1万円、もしくは費用の2分の1、どちらか低いほうを助成しようと考えて、今回新たに上げさせていただきました。

9万円ということなので、1万円を9人分と考えております。この申請の見込み者数ですが、平成27年から令和3年までの乳がん患者さんの登録者数から平均を取りました。今後、まず実施してみて、また事業の内容を検討していきたいと思っております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 私もそのがん患者を持つ家族の一員として、がん患者を支えていくというのは、本当に、本人もそうですけれども、家族というのも大変な苦勞があります。その中でこういう補助金があるということは、やっぱり救いだと思うんですね。もうちょっと、その乳がん患者の方だけではなくて、例えばそのウィッグが必要とされる方も多分いらっしゃると思うので、もうちょっと補助があってもいいのかなって思ったので、今後、1回やってみて、また補正なり等々で手厚いサポートをしていただければなど、これは要望しておきたいと思っております。

続きまして、次のページの123ページのこれは保健センター費の備品購入費

で、これ、新しいものやと思うんですけども、地域福祉課の機械器具費とあります。140万円ですね。これを教えてほしいです。

中原委員長 はい、答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 こちら、機械器具費につきましては、3歳6か月児健診の検診時に行う屈折検査の機械の購入費用となります。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

松尾委員 分かりました。

続きまして、127ページの一番上、リサイクル施設改修工事とありますが、この詳細をお聞きしたいです。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 リサイクル施設改修工事につきましては、令和4年12月補正でさせていただいた、廃プラスチックの圧縮梱包機の経年劣化により、油圧ポンプなどが故障しておりますので、債務負担行為として設定したもので、5年度の当初に工事費166万1,000円と上がっているものです。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

ほかの委員の皆さん、質疑ありましたら。

出口委員。

出口委員 125ページの役務費ですね。この中で、フェニックスの搬入手数料がですね、私もこれ、いろいろ聞かせてもらってますのやけども、どんどん値上がりをしていくような状態だと思うんですけども、これから先も、特に輸送の時間帯も非常にかかるということで、もうここしかないんですかな、投棄する場所は。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 最終処分場につきましては、現時点ではここしかないです。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 もしもこれがですね、ここのフェニックスでもうこれがもう一応もう満杯になるとですね、どういう今後のその処置方針を考えてるんですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 フェニックス大阪湾広域臨海環境整備センターにおきましては、事業計画を立てております。満杯になって処分ができなくなれば、大阪府環境整備センターのほうでまた事業計画を立てることになります。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 今の事業計画の中でですね、どれぐらいの年数はまだ十分に、投棄するだけの年数があるんですかな。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 今、手持ち資料がございませんので、ちょっと答弁することはできません。すみません。

中原委員長 はい、出口委員。

出口委員 ちょっとまた、個人的にまた私にお教え願いたいと思います。ありがとうございます。

中原委員長 それでは、今の件は資料の提出ということで、お願いいたします。

ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 ページで言うと125ページのじん芥処理費で何点かお聞きしたいんですが、まずは美化センター、ペットボトルとプラスチックの減容機点検業務委託料というのがそれぞれ上がっております。これは、たしか昨年の12月での補正予算でもありました、廃プラの圧縮梱包機のことなのかなと思うんですが、違ったら言ってください。それで、この点検業務というのが、果たして内容はどういうふうなものなのかというのを教えてください。業務の内容ですね。はい、お願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

ペットボトル減容機点検業務につきましては、その名前のとおり、ペットボトル減容機の点検を行い、修理箇所等がある場合は、修理をやっていこうと考えております。プラスチック減容機につきましても、チェックリストに基づいて点検を行い、修理を行っていきたいと考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、一月に何回か点検に来られるとか、そういうふうなイメージでいいんですか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 この点検回数につきましては、1回と考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 年間1回ですか。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 年間1回でございます。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、別の項目で、美化センターごみ処理施設基幹改良工事に伴う発注支援業務委託料なんですけど、これに関して、ちょっと詳しく説明をお願いします。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

この基幹改良工事に伴う発注支援業務ですが、美化センター、ごみ処理施設の大規模改修事業を適正に施工するための発注仕様書の作成、また、大規模改修事業に関わる円滑な運営支援を目的とする業務となっております。発注の仕様書、見積設計図書、発注方法の検討などがこの業務に当たります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 たしか、過去にも同じような項目で上がったような気がするんですが、これは定期的にまた、同じような項目が何年後かにもまた上がってくるという認識でいいんでしょうか。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ここ近年では初めての業務だと考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら今後、美化センターを運営していく限りは必要になってくるのかなと思うんですが、毎回同じようなその支援業務というのが必要になってくるのか、また、同じようにその内部でそういったことができないのかどうかというのをお聞かせいただきたいなと思います。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

この発注支援業務につきましては、ごみ処理施設を長寿命化し、あと15年から20年もたす考えでおります。もたすのに、施設の基幹改良工事を行う必要がありますので、その工事に向けて、どういう箇所を工事するか、発注仕様書の作成、設計図書の作成を目的とするものです。それにつきましては、職員のノウハ

ウではできません。専門的な知識が要りますので、コンサルに委託ということになります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 じゃあ、続きましてね、そのごみ処理施設保守見積審査委託料というのがありますね。この業務の内容というのと、先ほどのところとちょっと違うのかな、その詳細をまたお聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ごみ処理施設保守見積審査委託料につきましては、ごみ処理施設におきましては、定期点検業務を年2回行っております。その定期点検の内容の見積額に対しまして、本町の職員では査定ができませんので、民間会社に委託をし、見積額が妥当かどうかというのを精査しております。それにかかる見積審査委託料となっております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 はい、分かりました。なかなかそのごみ処理施設に関する町でのノウハウがないので、外部に委託するしかないということですよ。現状では。

そうしたら、今度はね、このリサイクルの施設についてお伺いしたいんですが、リサイクル施設の運営委託料、また運営業務の詳細というのをお聞かせいただけますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

リサイクルセンターの運営管理業務につきましては、プラスチックごみ、今は機械の故障により選別、圧縮、梱包は行っていないんですが、ペットボトルの選別、圧縮、梱包を行っております。その管理業務が1,232万円となっております。選別、圧縮、梱包作業代となります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そこで、資源ごみとしているプラスチックごみありますね。決まった曜日に回収されますが、それは、今現状はリサイクルはできているんでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長 プラスチックごみにつきましては、今、焼却処分しております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 今、その圧縮梱包機が壊れてるということですが、以前はできていたのかどうかというのもお聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 今はプラごみの圧縮梱包機が故障しておりますが、以前につきましては、選別、梱包、圧縮を行っておりました。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 リサイクルがしっかりなされているかどうか、要は、岬町から排出、ごみとして出されている資源ごみというのが、ちゃんとリサイクルできているかどうかという把握はされておりますか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 プラごみ、ペットボトルにつきましては、把握しております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そしたらね、過去5年間で結構ですので、そのプラスチックのリサイクル量を教えてほしいと思います。データで頂けたらと思うんですが、お願いできますでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 プラごみの量とペットボトルの量ですね。分かりました。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員、今、データでとおっしゃいましたが、紙じゃなくてデータ、電子データがよろしいですか。

松尾委員 そうですね。データで頂けたら。

中原委員長 データで提供していただけますか。データでの提供をお願いしますね。

松尾委員。

松尾委員 そうしたら、例えば回収したときのプラごみの量と、リサイクルしたときのプラごみの量というのを、併せて頂けたらと思うんですが、通常であれば、近い量が、ちゃんとリサイクル、梱包できてリサイクルに渡っていれば、同じ量、近いのかなとは思いますが、今、そんな現状になっているのでしょうか。そもそも、その回収したその量というのが把握できているのかどうかも併せてお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えします。

回収した量につきましても把握はしております。容器包装に出した分も把握しておりますので、資料として出せると思います。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 もう少し聞きたいんですが、プラはね、後ほど出していただくとして、今度はアルミとスチールの件なんですが、このアルミとスチールの空き缶についてもね、収集されていますが、これについては、いかがでしょうかね。しっかりとリサイクルできているかどうか、資源ごみとしてリサイクルできているかどうかをお聞かせいただきたいと思います。

中原委員長 答弁。

辻里しあわせ創造部理事 缶、瓶の収集につきましては、そのまま業者のほうへ運搬しておりますので、リサイクルにどれだけ回っているかというのは、把握しておりません。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 リサイクル業者にも渡っていないということなんでしょうか。最終処分をしているということですよ。アルミ缶とスチールの缶、一緒くたにもう最終処分を持っていっているという理解でよろしいですか。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 空き缶、空き瓶につきましては、委託先の業者が分別を行っているというのは聞いております。その中で、有価物としての金額は、把握しておりません。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 岬町はゼロカーボンシティの挑戦もしてます、宣言もしてますしね、プラスチックごみのゼロの宣言もしております。SDGsの考えを、例えば総合計画に入れたりとか、まち・ひと・しごと総合戦略にも入れたりとかしている以上はね、やっぱりアルミとかスチール、それぞれもしっかりとリサイクルしてるよと、削減だけが何て言うかな、目標達成ではなくて、リサイクルして、そのプラスの要因も併せてそういった宣言だったりとか、挑戦というのにしっかりと物を言えるのかなというふうに私は考えるんですよ。そのあたり、そのアルミ、住民さんは

ね、今、分別しつかり、そのアルミとスチールというのは、分別されてるはずなんですよ。そこからアルミとスチールというのを分別していかないといけないと思いますが、住民さんには、その分別ということは言ってるのに、自治体として、リサイクルできているかどうか分からない、そこまで追っていないというのは、やっぱりこれは大分問題やと思うんですよ。そのあたりのお考え、今後どうされていくのかなというのを、ちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 空き缶、空き瓶につきましては、委託先の業者に一度確認を行い、どれだけ有価物として行っているのか、確認を行いたいと考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 さらに言うと、そのアルミとかスチールというのは、その金属、アルミだったらそのアルミを引き取っている業者に渡すと、還元できるわけじゃないですか、お金としてね。そう考えると、ここにこの委託料として上がっている、例えば粗大ごみ等処分委託料で、空き缶・空き瓶であると、550万円、こちらが支払っているわけになっていると思うんですよね。もしその岬町がアルミとかスチールをしっかりとリサイクルできて、その対価として還元できていけば、もうちょっとこの負担額というのは相殺されて、住民にとっていいものになるんじゃないかなって考えるんですが、そのあたりのお考えというのをお聞かせいただけますでしょうか。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

今の分別収集の仕方におきましては、空き缶・空き瓶を一緒にしていることで、スチール缶、アルミ缶を分けていない状況でございます。空き缶の収集だけにするとか、瓶だけの収集にするとか、アルミ缶だけの収集にするなど、一度検討して、収集のやり方、分別の仕方を検討したいと考えております。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 国からはもう10年、もうもっと前ですよ、その3Rから今5Rになったりとかしてます。リデュース・リユース・リサイクルという言葉も、住民に浸透してきている、今だからこそね、住民さんは分別もそんなに、何て言うかな、抵抗はないように感じられるんですよ。特に、岬町で言うと、それこそ宣言と挑戦を

表明されているわけですから、しっかりとその辺もね、その住民さんには啓発という形で、何て言うかな、そのごみの減量に努めましょうとかって言う一方で、しっかり行政側がリサイクルちゃんとしてるよっていう姿勢を見せていかないと、なかなかこれって難しいと思うんですよね。その挑戦も宣言もクリアするのには、やっぱり住民さんのご協力があるって話だと思います。なので、そのあたり、しっかりとそのリサイクル、どれだけしたのか、集めた量がこれだけで、リサイクルされたのはこれだけ、その還元がこれだけ町に入ってきましたというのをお示ししていくべきだと思うんですよ。宣言も挑戦もしてる限りはね。そこは、もう本当にぜひやっていただきたいですし、先ほどちょっと検討していくというふうにおっしゃいましたが、我々にもね、しっかりとしたものをお示ししていただきたいというのは、要望しておきたいなと思います。

中原委員長 松尾委員、まだもうちょっとこの範囲でありますね。

約2時間ぐらい経過してまいりましたので、ここで少し休憩を挟みたいというふうに思いますが、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

再開は10分後でいいですか。15分取りましようかね。

それでは、再開は3時15分再開ということで休憩に入ります。

(午後 2時58分 休憩)

(午後 3時15分 再開)

中原委員長 お待たせをいたしました。

それでは、引き続きまして審査を行いたいと思います。

ただいま衛生費のところ質疑をお聞きしているところですが、委員の皆さん、いかがでしょうか。聞きたいことは聞いていただけましたか。

松尾委員、どうぞ。

松尾委員 ごみ関係で引き続きお聞きしたいんですが、プラごみ、資源ごみのプラについて、もうちょっとね、お聞きをしたいなと思うんですが、最終処分に至るまでの流れというのを、もうちょっと詳しくお聞かせいただきたいと思うんです。要は、集めましたと、そこから、誰が、どこへ、どのようにして、何をしているのかというのをね、もうちょっとお聞かせいただきたいなと思います。

例えば、今その関わっておられる事業者名が公表できるんやったら、例えばその方に、こうなって、こういうふうにしてもらっているとかというのでも結構ですが、教えていただきたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長 松尾委員のご質問にお答えします。

町内から収集しましたプラスチックごみにつきましては、本町のリサイクルセンターに集められ、選別の後、圧縮、梱包し、プラスチックごみの買取業者、容器包装容リ協に引取りをお願いしております。リサイクル工場に運搬された後、選別、加熱分解を行い、コークスの燃料材や化成工場で利用される化学燃料の炭化水素、発電などに利用されるコークス炉ガスなどにリサイクルされていると聞いております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 その流れも、やっぱり何て言うんですかね、ここで集められたときに何トンあって、そこから燃料になるのか、また、再利用されるためにリサイクルされるのかという把握というのを、町がね、しっかりと住民に公表することで、その意識というのは高められていくと思ってるんです。そこから、次のアクションとしてどうしていくのかというのが、必ず必要になってくるんですが、今、それが無い状態やと思うんですよね。プラスチックごみ宣言はしてますけど、じゃあ、中身が全然伴ってないよということが、今の現状かなと思うんですよ。そのあたりの、じゃあ今後どうしていくのかというのを、今、お考えになってることをお聞きしたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

本町のリサイクルの仕方については、ホームページ等で先進地の市町村を参考に考えていきたい、公表していきたいと考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたら、前後して申し訳ないですけども、アルミとスチールについてもね、もう1回その最終処分までの流れというのをお聞かせいただきたいんですよ。一体、集めたものがどこに集められて、誰が、どこへ持っていく、どう処理されているのかというのをお聞かせください。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 町内から収集した空き缶、空き瓶につきましては、本町の埋立処分地に空き缶、空き瓶の保管するところがあります。そこに一旦置きまして、そこから粉河のリサイクルセンターがあるのですが、その委託先で分別、選別を行いまして、そこから有価物になるものは有価物、埋立処分するものは埋立処分となります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 粉河に持っていっているというふうなことをおっしゃいましたが、近隣では本当に近くでは、和歌山港にあるはずなんですよ。なぜ粉河に持っていってるんでしょうか。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事兼生活環境課長 今、取り引きしている業者が粉河にリサイクルセンターがありますので、そこへ運んでおります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 これってね、例えば粗大ごみ等運搬委託料に大きく関わってくると思うんですよ。粉河までは、少なくとも和歌山港よりは遠いですよね。和歌山港にも、多分、同じ事業者じゃないかなと思うんですけども、なぜ、事務所があるからって、契約しているからというのは分かりますけど、これがね、例えば近く、同じ事業者で近かったら、そっちのほうが運搬の費用も変わってくると思うんですが、なぜそうならないのかというのをお聞かせください。

中原委員長 答弁お願いします。

辻里しあわせ創造部理事 委託先の業者につきましては、粉河にあるリサイクルセンターですね、そこが一番近いと聞いております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 ちなみに、その事業者名は何て言うところですか。

中原委員長 答弁。

辻里しあわせ創造部理事 事業者名につきましては、大栄環境になります。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 そうしたらやっぱり、和歌山港にも大栄環境があると思うんですよ。調べたらね。全然その運搬費が変わってくると思うんですけど、そういうところ、ちょっ

とずつですけど、やっぱり見直しは必要になってくるんじゃないかなと思うんですよ。その町税が圧迫している、圧迫しているということを、我々はよく聞きますからね。そういった細かいところでもちょっとずつ見直ししていく必要があると思うんですが、そういったところはいかがでしょうか。お考えでしょうか。

中原委員長 答弁。

辻里しあわせ創造部理事 ただいまのご質問にお答えします。

削減できる場所があれば、大栄環境に一番近いところの事業所はどこと確認をしたいと考えております。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

松尾委員 そしたら、次、続きましてね、粗大ごみのことについてお聞きしたいんですが、これもね、最終処分までの流れというのをお聞きしたいというのと、今、その美化センターにどれぐらいの量が残っているのか、粗大ごみが。常時残っている状態になっているのかというのをお聞かせください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 粗大ごみの流れにつきましては、一旦、埋立処分場に運搬を行い、そこから、粉河にあるリサイクルセンターに持っていき、そこから選別などを行い、三重県伊賀市まで運搬を行っております。

何トン残っているかにつきましては、搬出してはありますが、把握はできておりません。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 この粗大ごみについてもね、なかなかそのごみを減らすという方向にはなかなかなっていないと思うんですよ。よその自治体とかであればね、その粗大ごみについても、ちゃんと分別ができれば、例えば鉄、アルミというふうに、分別ができれば資源となることにつながりますよね。その今のその何て言うんですかね、町の財政とか、あと人員の体制で、できないだろうなというふうな事は、分かるんですが、やっぱりその宣言とかね、挑戦をしている以上は、そこもね、手をつけていくことによって、岬町はしっかりとその宣言や挑戦に向けて頑張ってるんだというふうな姿勢も、今後必要になってくると思うんですよ。宣言したけどあかんかったって、そのあかんかった中身がね、今後問われてくると思うんですよ。しっかりその計画に基づいて、住民が見える形で挑戦してきたのか、行ってきた

のかというところは、しっかりと、多分住民さんから見られると思うんです。

だからこそ、何回も言ってるように、収集したときはどれぐらいの量が収集されて、そこからリサイクルされた量がこれだけですと。そういうのをもう毎年ね、毎月でもいいですよ。みさきだよりなどで公表していくというのが、まずは最低限すべきことなん違うかなと、宣言やね、挑戦している限りはね。していないんだったら別ですけど、してるからこそ、私は一般質問でも問うて、時間はなかったですが、問うてますしね。そういった行動が今後必要になってくるので、この件についても、一度ちょっとご意見伺いたいなと思います。今後どうしていくのか。例えば分別考えていきたいなとか、減らしていく、何か算段を考えているよということがあれば、教えてほしいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 粗大ごみの処分につきましては、選別にかかる費用ですね。職員をつけたりしなければいけなくなってきますので、そういった面を考えると、選別するのはちょっと難しいと考えております。委託業者先で分別していただいて、処分するという形になろうと考えております。

中原委員長 松尾委員。

松尾委員 今のところは、そうしたらその粗大ごみ等の資源への還元というのは考えていないということかなと思うんですけどね。これ以上はもう町の方針なので言えないかなと思うんですけども、今後、ぜひね、そういうところも考えていただきたいなというので、もう要望しかありません。

一旦、ほかの方にお聞きしていただきたいなと思います。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

坂原副委員長。

坂原副委員長 何点かお聞きしたいと思います。

予算書の115ページです。節12委託料です。上のほうですね。ここの中で、母子手帳アプリシステム保守管理委託料とあります。この内容をお聞きしたいというのと、その下の18負担金補助及び交付金、出産子育て応援ギフト給付金の内容について、お聞きしたいと思います。お願いします。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

母子手帳アプリシステム保守管理委託料として、37万4,000円計上させていただきます。こちら、令和5年度の新規事業でありまして、母子手帳アプリ、乳幼児検診の結果や予防接種の履歴等を保護者が入力し、管理できるアプリとなっております。母子手帳の機能を補完するほか、妊娠子育て世代に育児情報などを発信するツールとして導入する予定です。

続きまして、出産子育て給付金になります。こちらにつきまして、令和5年度、550万円計上させていただきます。

こちら、出産子育て応援交付金事業といたしまして実施するもので、先ほどもご説明をして、繰り返しにはなるんですが、出産、妊娠届出時に、妊婦の方のために、5万円の現金給付を行い、妊娠中もしくは出産に向けて必要な物品を購入していただく費用に充てていただくものになります。

次は、出生後ですね、出生後、赤ちゃん訪問時にですね、子どもさんが生まれたご家庭の養育者の方に申請していただくものですが、こちら子育て応援ギフトといたしまして、5万円を現金給付するものです。

この事業の出産子育て応援交付金事業につきましては、この出産子育て応援交付金給付金と併せて、伴走型相談支援といたしまして、保健師等の専門職が子育て世代に寄り添った相談支援を展開することで、全ての子育て世代の方が、妊娠、出産、育児を安心して行えるような環境を作るために実施する事業となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 母子手帳アプリというのは、これはほかでも、もう運用しているところもありまして、妊婦さん、もちろん若い方が多いので、これは非常に喜ばれるということでした。これは、いいかなと思います。ぜひ周知徹底の上、運用をお願いしたいと思います。

それから、出産子育て応援ギフト給付金、これについては、妊娠・出産時5万円、5万円、10万円。55人分かなと思うのですが、この人数というのは、これは過去の実績に基づいてしたのかどうか、ちょっとお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 出産子育て応援ギフト給付金につきましては、この令和4年12月の補正予算において、事業を開始したもので、現在、令和4年度の対象者

の方への申請を受け付けているところです。令和5年度につきましては、出産に
岬町での妊娠届出者数及び予定される出生数を、過去の妊娠届出数及び出産数か
ら算定しまして、その必要人数を計上させていただいているところです。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 この出産子育て応援ギフト給付金については、これは去年のうちに国から
の政策として発表がありまして、妊娠出産届出時に5万円相当という話がござい
ました。それを本町では現金給付としてね、5万円とするというふうに決めてお
ります。実質的に、これって非常に助かると思います。結構かと思いますね。

これは妊娠届出時なので、漏れることはないと思うんですけども、届出があ
った時点で、もう周知といいますか、その時点でもうあれやね。給付できるわけ
ですよ。念のために確認したいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

こちらの妊娠届出時に、岬町では保健師が全員の面談をしておりますので、そ
のときに事業の説明をさせていただいて、申請書をお渡ししております。また、
この事業開始に当たりまして、岬町のほうで2月に妊娠出産子育て応援交付金の
ホームページのほうに記事の掲載、LINEでの周知、またみさきだより3月号
でも現在周知をしているところです。

やはり、申請が漏れることがないようにというのは、やはり非常に大事なところ
だと思いますので、あと転入ですね。妊婦さんが転入されたときですとか、そ
ういうときにも保健センターのほうで必ず確認をして、転入前の市町村で、その
ような、受け取ってないかどうかということも確認した上で、申請のほうを適切
に受け付けていきたいと思っております。

中原委員長 副委員長。

坂原副委員長 漏れないようにですね、丁寧によろしくお願ひしたいと思ひます。

次の質問です。121ページです。

12委託料、これは一番上ですね。一番上の12委託料の中で、がん検診につ
いて計上されております。幾つかありますが、岬町でがん検診、幾つかやっ
てるんですけど、ここでもがん検診の受診者数ですね。受診率、それからそれががん
検診によってそのがんが発覚したという件数とか、分かれば教えていただきたいと

思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えいたします。

岬町で行っておりますがん検診は、5つございます。肺がん検診、大腸がん検診、胃がん検診、乳がん検診、子宮がん検診となっております。

まず、直近の実績といたしまして、1つずつお答えしようと思っておりますが、よろしいでしょうか。

現在、受診率のほうは、出てますもので、令和3年度の実績となります。

まず、肺がん検診につきましては、451の方が受診しまして、受診率は4.2%です。そのうち精密検査となった方が18名、皆様が精密検査を受けられておまして、がんの発見数はございません。胃がん検診につきましては、集団検診、個別健診と合わせまして、222の方が受診しております。受診率につきましては、3.5%になります。生検者の方につきましては、19人いらっしゃいます。そのうち、89.5%の方が受診していただきまして、がんの発見者数はそのうちお1人の方、がんが発見されております。

大腸がん検診につきましては、集団検診、個別健診合わせまして、626の方が受診しております。受診率については5.8%です。そのうち、要精密検査となられた方が38人いらっしゃいます。生検受診率は78.9%、そのうち、がんの発見者数が、3名の方、がんの発見がされております。

子宮がん検診につきましては、集団検診、個別検診合わせて513の方が受診しております。受診率は11.8%です。要精密検査の方は9名いらっしゃいます。生検受診率としては77.8%です。がんの発見者数はゼロ人です。

乳がん検診につきましては、集団検診、個別検診合わせて402の方が受診しておられます。受診率は12.3%です。うち、要精密検査となられた方が27人、生検受診率につきましては89%です。がんの発見者数はそのうち3名の方となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 なかなかこのがん検診がね、受診率が上がらないというのがね、現状でね、様々ないろいろ周知していただいておりますが、なかなか上がらないのが現状ですね。でも、地道なこの努力によって、受診率が4%、5%と少ない現状ではあります

けど、やっぱり何人か発見がございますので、これは非常に大事な事かなというふうに思います。地道な作業で、なかなかすぐに成果は見えてきませんが、これからも引き続き粘り強くですね、がん検診の受診率アップについて、周知お願いしたいと思います。

この件についてはこれで終わりです。

次ですが、123ページです。節17の備品購入費、これは機械器具費ですね。屈折検査機ですが、これはもともとは町内で、地元でまずこの視力検査、アンケート調査を基に行って、それで異常が認められた人に、子どもについては、病院でこの屈折検査機を用いて検査を受けるというものだったというふうに思います。それを、はじめからこの屈折検査機を用いて検査すれば、発見が早くなると。しかも、ここで発見される目の異常というのは、発見が遅れると治療が難しくなってくると、もう早ければ早いほうがいいというので、本町でもこれ、導入に踏み切ったというふうに思うんですけどね。

ただ、この屈折検査機というのが、病院で使ってたということで、これは保健センターでこれはもう運用していると思うんですけど、この扱いとかですね、その辺について問題ないのか、その辺についてお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

屈折検査機器、医療機器なので、取扱いについて問題はないかということなんですが、今回導入に当たりまして、事前にメーカーの方から、取扱いについての説明を受けております。基本的には、小さな機械です、持ち運びが可能です。カメラのような機械のレンズに向けて、子どもさんに顔を向けていただければ、全て機械が自動判定をしてくれるものでして、取扱いについては、特に難しいところはないなと思いました。

ただ、今後導入に当たりまして、やはり導入前にですね、検査に当たるスタッフの確保をしますので、そのスタッフと、あと保健センターの保健師に対しては、再度、機器の取扱いについて、業者の説明を受ける予定にしております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 この機械を保健センターにもう常駐というか、備えるわけですけども、今までは、家庭で一旦、何かこのアンケートとかしたのを、一旦またこれは保健

センターでもう一度、再度チェックといたしますか、病院に行く前に、保健センターでまずこの3歳6か月健診というのをやってたんですかね。念のために確認です。

中原委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 坂原副委員長の質問にお答えします。

3歳半検診のときに、ご家庭に受診案内とともに、問診票及び視覚と聴覚のアンケート調査を送ります。ご家庭において、一度視覚の検査をしていただきます。それについては、見えているかどうかというものになっておりまして、ご家庭で、皆さんもされたことあると思うんですけど、丸い黒い輪で、右が開いてるか、左が開いてるかというのを、3歳6か月児のお子さんにしていただくものです。ご家庭で十分アンケートができなかった場合には、保健センターの3歳半検診の時点で、もう一度確認をさせていただきます。そこでもやはり異常がある場合、たとえば、アンケートがうまくできない、あとは問診において、子どもさんの、例えば見え方が気になるという保護者の方の問診があった場合には、小児科医の判断の下、精密検査として眼科医への受診の精密検査を案内しているものになります。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 今回この屈折検査機を導入した後は、3歳6か月検査には、必ずこの屈折検査機を使って検査するということよろしいですか。はい。ではもう答弁結構です。

もう1つ、次の質問に移りたいと思います。125ページです。

節10需用費、修繕料、あります。6,000万円とありますが、この内容について、お聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いいたします。

辻里しあわせ創造部理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

6,049万6,000円ですが、ごみ処理施設の施設維持補修費としまして、定検費用が5,931万円、あと、大阪湾広域臨海環境整備費としまして、2トン・4トン車の修理費用が43万8,000円、あと車検代ですね。そういったものを含めまして、6,049万6,000円となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 美化センターの装置はもう大変古いですから、それを今でもかなりあちこち傷んで、もう壊れかかっているといいますかね、壊れかけの機械をだましまし使っているという表現が、今、いいのかなというぐらい、故障とかね、修理が必要やと思います。毎年、こういう費用がかかってくるんですけど、先ほど、15年、20年のその長寿命化するということがあったので、大事にこれを使っていていただきたいというふうに思います。

それから、これも先ほど触れてましたが、節12の委託料の中で、美化センターごみ処理施設基幹改良工事に伴う発注支援業務委託料、この説明の中で、15年から20年の長寿命化するという話がありました。もう全体的に古くなっている機械をまだ今から10年、15年、20年使っていくのに、どこをどう改良すればいいのか、修繕すればいいのか、どこの部分のその部品を替えればいいのかと、その辺の発注の支援だと思うんですけど、近々その大規模改修をする予定というふうに、今、お聞きしました。その大規模改修というのは、大体いつ頃行う予定か、分かれば教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 発注仕様書につきましては、来年度、5年度に工事箇所の精査を行い、見積設計図書などを作り、工事につきましては、令和7年、8年の2か年事業と考えております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 はい、分かりました。

その同じその委託料の中で、その2つ下ですね。美化センターごみ処理施設長寿命化総合計画策定業務委託料というのもございます。これは、改良工事の発注支援、それから、それで工事を発注するわけですよね。それとまた、この美化センターを長寿命化する、その計画を策定するとあるんですが、この2つは切り離しては考えにくいなと思うんですけども、ちなみにこの2つは、同じ業者に発注するかどうか、その辺のところをお聞きしたいと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

ただいま、坂原副委員長が言ったとおり、この業務、2つにつきましては、離せない業務と考えておりますので、同じ事業者の方が一般競争入札で取ることに

なると考えております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 いずれにしても、もうかなり古くなっている施設をいかに長持ちさせるかというのですけれども、一旦これがもう使用できないとなると、相当なまた費用がかかる問題ですし、また最近では、広域化という話もね、他市町では聞こえてますけど、なかなかそれも一遍には進みませんし、当面の間は、本町では自前のその美化センターでね、ごみ処理をやっていくということなんで、できるだけ大事に大事に長持ちさせるように、これからも整備のほうですね、進めてほしいというふうに思います。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 聞き忘れていたことがありまして、その委託料の全般に関わることなのかなと思うんですが、一般廃棄物の処理基本計画というのが、多分策定されてると思うんですが、それって、令和2年度に見直しをするような感じになってると思うんですが、それはもうされたのかどうか、お聞きしたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 一般廃棄物の基本計画につきましては、令和2年度に見直しを行っておりますが、また改定を行う予定としておりましたが、令和5年度に予算を計上しておりましたが、優先する計画が多かったことから、令和6年度以降に改定する予定でございます。

中原委員長 ほかに、委員の皆さん、よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 そうでしたら、私からも少しお聞きしたいことがあります。

坂原副委員長 中原委員長、どうぞ。

中原委員長 予算書の115ページの目2予防費のすぐ上なんですけどね、不妊・不育治療費補助金について、お尋ねしたいと思います。

これは、徐々に拡充をしてきて、金額なんかもね、今年度から倍に引き上げたりとか、努力なされているなというふうに思っているんですが、過去の資料も見せていただいておりますけれど、毎回この補助を受け取っても、その上限を超えた人というのが必ず出るんですよ。それで、この上限を超えた人たちにつ

いて、お聞きしたいんですけど、実際には幾らぐらい超えているのかなんていうのが、もし分かればお聞きしたい。分からなければ分からないと言ってくだされば結構です。もちろん、ケース・バイ・ケースなのでね、物すごい金額になる方も中にはおられますので、もしもご存じでしたらお聞きしたいということと、それから、今年度、2022年度については、不妊・不育治療の補助金の対象を8人ということで見込んでおられたかなと思いますが、実際にはどう、この見込みどおりになっているのかどうか、確認をしたいということと、それから、この来年度予算で何人という、これはでも140万円だから、14人ということで計上されてるんやね。それでは、来年度の対象と考えているのは14人ということで予算化されていることは分かりました。今年度、現時点で何人利用されているのか、お尋ねしたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員長のご質問にお答えいたします。

今年度につきましては、今現在の時点で、1名の方、申請されている状況ですが、ただ、妊娠届出時に数名の方、ご相談をいただいております。この不妊・不育の助成が年度での申請になりますので、治療が継続されている場合には、3月の、3月中の治療まで、ぎりぎりまで待っていただいて申請が上がりますので、この後、結構年度末に上がってくる可能性が高いなというふうに考えております。ですので、正確な数字が、すみませんが、今の時点では把握ができません。

もう1つご質問がありました、上限を超えた方ということになるんですが、そもそも不妊・不育の助成の申請をいただくときに、上限が10万円ということでお示ししておりますので、実際に医療機関で治療を受けた証明書等を書いていただく都合もございまして、皆さんその10万円までの領収書と申請でいらっしゃいますので、実際に幾らまでかかったかというのは、正確には分かりません。ただ、令和3年度につきましては、3名の方が何枚か領収書を持ってこられて、その合計を見たときに、10万円を超えているという判断をしたことがございます。

また、委員おっしゃるように、不妊・不育治療につきましては、やはり高額になるものもございまして、やはりそのあたりにつきましては、保険適用になったとはいえ、患者様のご負担というのは続いているという認識を現課ではしております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今、幾ら超えたかという話で、令和3年度とおっしゃった、それはたまたま超えたことが分かったというだけの話なんですね。それで言いますとね。過去にですね、この制度の利用者数だとか、あと、妊娠届に至ったというね、人数なんかもお示しをいただいておりますけれども、その中に、10万円、今は10万円、以前は5万円でしたけど、この補助金を超えた人の数というのを書いてくれたけど、それはたまたま知った数を書いてくれていたんでしょうか。それとも、きちんとどうやら今の話だと、きちんと調べて人数を割り出したということでないのかしらと思ったりして、ちょっと過去にいただいた資料の正確性について気になるものですから、お尋ねいたします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 過去の資料もお示しをしております。ただ、やはり申請者の方が出してこられた申請書類を基に見させていただいておりますので、申請者の方がそこに書かなければ、こちらでは分かりません。ですので、こちらについては、申請していただいた皆様の全ての申請書のうちですね、上限を超えられた方の人数を書かせていただいております。

私の先ほどの説明の仕方が、少し誤解を与えるようで大変申し訳なかったんですが、ご理解いただけますようよろしくお願いいたします。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 私もそのたまたま分かったみたいな言い方したけど、普通はその上限10万円までもらえるとしたら、もし治療費が10万円を超えてかかっていたら、10万円を超える分を出すと思うんですよ。10万円以内で8万円とか9万円とかまで出すより、それ以上の金額かかっていたら出すと思うので、恐らく正確なんじゃないかなというふうには思います。上限を超えた方のね、数については。

過去の状況を見てますと、予算額に対して、実際に助成をして、不用額が一定出てきているようにお見受けしています。そのことからすると、例えば助成の金額をね、上限を少し引き上げられないかとか、そのあたりの検討状況、いかがかなと思ってお尋ねします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

川井しあわせ創造部副理事 中原委員長のご質問にお答えいたします。

現在、10万円と助成額をさせていただいて、行っているところなんです、ただ、不用額が出る場合に、やはり10万円に満たない方も中にはいらっしゃいます。実際、上限の引上げについて、毎回必要かどうかということは検討しているんですが、今回、保険適用になりまして、皆様の負担内容がどのような状況なのか、今後ですね、申請いただいた方にですね、またいろいろご質問をしたりして、実態に合ったものを考えていけたらいいなというふうに思っております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 今の件は、必要性がどの程度かという問題もありますけれども、実態に応じた形で、実際には上限超えてる方というのが発生しているということになってますから、そういった方にぜひ手厚く支援をと思います。

引き続きまして、121ページの下の方で、目9自然海浜保全対策費の節12委託料の中で、4つ項目がありまして、長松自然海浜に関わるものが2つあります。それで、ここの4つの項目の中でね、この長松自然海浜に関わるもの、この2つだけが、少し予算規模を増やしてあるんです。その要因が何かあれば、お聞きしたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 長松自然海浜ごみ収集委託料、5年度につきましては83万5,000円、4年度が80万4,000円で、3万1,000円の差となっております。その上がった要因につきましては、人件費の増加ということになります。ほかの0部分の委託料につきましては、そのままの予算でやっていただけるように交渉しましたが、自然海浜のごみ収集につきましては、上げてほしいということで、単価を上げております。

公衆便所の清掃業務委託料につきましても、最低賃金が上がったことにより、増加となっております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 私もそうかなって、最低賃金が上がったので、そのことに伴うのかなと思って見てたんですけど、これは委託先をお聞きしておいていいですか。長松自然海浜ごみ収集委託料、小島自然海浜の委託料、その下、公衆便所、不法投棄ごみ、この4つの委託先、教えてください。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 長松自然海浜ごみ収集委託料と、小島自然海浜清掃業務委託料、不法投棄ごみ収集委託料につきましては、岬環美興産となっております。長松自然海浜の公衆便所清掃委託料につきましては、岬シルバー人材センターに委託しております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 3つは委託先が同じなんですね。それでそのうちの1つは上げてほしいということで、少し引き上げたということでありました。

これは、何か特段の事情があるとか、何かお聞きしてますか。その1か所ね、その上げてほしい。長松自然海浜の分。上げてもらわな大変やという事情がおありやということなんかかなと思ったんですけど、何かお聞きですか。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 ご質問にお答えします。

長松自然海浜のごみ収集委託料につきましては、1人人員を増にしたことにより、増えたと聞いております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 ちょっとよく分からないんですけどね、委託というのは、この事業をやってくれということで委託するわけですね。それを何人でやろうか、そんなんはあんまり関係ないんちゃうかなというふうに、これ素人考えですよ。この仕事を何人でやってくれても構いません。事業を片づけてくださいということで委託をするので、相手方がですね、1人増やしたから上げてほしいという、その理屈は通らへんように思うんですけど、どうなんでしょうね。私も委員長職にありますので、あんまりちょっと質問しとつたらあかんのですよ。結構です。

いや、今ちょっとね、よく分からないなというのは思いました。それから、もしかしてどこかに、不公平なようなね、よく分からないことが起こったらいけないというふうに感じましたので、何か、説明できることありますか。もうこの件はいいです。いいですけど、こういう問いに対して、何というか、納得のいく回答が得られるように、またしておいていただきたいなというふうに思いました。詳しいことは私も分かりませんのでね、それぞれがどの程度の業務量があって、どんな積算根拠があって、予算化されて、執行されているのかという、そこまで私も分かりませんが、最低賃金が上がったんでね、上がるんやったら全部

上がるのかなと思ってたわけです。でもそうではないと。もちろん、交渉による努力ということも、一方ではあるのかなというふうに思うんですけど。ちょっと相手方の一部ですね。1つの事柄についてだけ上げてほしいということで、何かちょっとそこの今の説明がよく分からないなという感じはしましたので、今後そういうことないように、よく分かるようにご説明いただけたらうれしいなというふうに思っています。

それから、125ページの節12委託料ですが、私もこの美化センターごみ処理施設基幹改良工事に伴う発注支援業務委託料、これに関わってお尋ねしたいんです。これについてね、私が何を聞きたいかという、事前にこれくださってますね。当初予算案の説明資料。この中で、この項目に付いての説明として、このようなことが書かれています。

岬町美化センター（ごみ処理施設）の基幹改良を行うことにより、二酸化炭素排出量の抑制を図るための工事発注支援業務を委託し、効率的な基幹改良を進めるとともに、事業費の適正化を図ると書かれておまして、この中身があまりよく分からなかったんです。もう少し平たく説明をしていただけるとうれしいんですが。

その支援業務はもう説明いただかなくて結構ですので、この発注をして工事することによって、何を得ようとしているのか、そこを説明いただきたいと思えます。

坂原副委員長 辻里理事。

辻里しあわせ創造部理事 中原委員長のご質問にお答えします。

基幹改造を行うことにより、設備の更新をしております。そのときに、二酸化炭素の排出量を3%削減する必要があるがございます。そうしないと、国の補助金3分の1が下りてこないこととなりますので、基幹改良工事の設備更新として、二酸化炭素排出量を3%削減と考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 では、事業費の適正化という言葉の意味は何ですか。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 発注支援業務に当たっては、仕様書、設計図書、先ほども言いましたけれども、発注方法の検討など、支援していただくこととなります。その

中で、その事業が適正なのかどうかというのも、支援業務の中で検討するという
ことになります。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 なるほど、そういう意味の適正化なんですね。分かりました。

では、次のページ、これはよかった。この範囲で聞きたいことは、もう1個だけ。これは意見です。同じ、先ほど松尾委員から、分別の話が出てました。それで、聞いていて、私が想像していた以上にあまり分別がされていなかったんだ、がっかりって思ってちょっと聞いてたんですけどね。

例えば、瓶についてもね、ぜひ分別を図ってほしいと。色によって分けることで、その後のリサイクルが進むという話、ありますよね。だから、もうリサイクルをどんどん進めてということは、松尾委員から意見ありましたので、繰り返しませんけれども、私もそういう意味で、より詳細なリサイクルの方法について、考えていただきたいと要望しておきたいと思います。ありがとうございました。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 皆さん、ありがとうございます。

それでは、衛生費については質疑は以上でよろしいですか。

続きまして、土木費に入ります。

予算書の150ページ、151ページの目3コミュニティバス運行費をご覧ください。質疑ございませんでしょうか。

松尾委員。

松尾委員 このコミュニティバス運行費の中の需用費ですね、の中に、印刷製本費というふうなのが、新しいのかな、上がってます。これはどういったものを作るのか、教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 松尾委員のご質問にお答えします。

印刷製本費12万9,000円につきましては、回数券、1,000円券を5,000冊の印刷製本費代となっております。

中原委員長 松尾委員、よろしいですか。

ほかに、委員の皆さん、いかがですか。

坂原副委員長。

坂原副委員長 151ページの節13使用料及び賃借料、駅構内乗入れ使用料ですが、これはどの駅で、次に幾らという積算になるのでしょうか。教えてください。

中原委員長 答弁をお願いします。

辻里しあわせ創造部理事 坂原副委員長のご質問にお答えします。

駅構内乗入れ使用料につきましては、淡輪駅、多奈川駅の構内乗入れ使用料となります。1件1万円の2か所分、2万掛ける12か月分の消費税となっております。

中原委員長 坂原副委員長。

坂原副委員長 多奈川駅は分かるんですが、淡輪駅の乗入れ、ですから、淡輪駅前の南海の土地ですよ。あれは、バスの止まるとこだけということなんですかね。でいいんですかね。もう結構です。

中原委員長 よろしいですか。

ほかに委員の皆さん、
松尾委員。

松尾委員 これはね、要望になるんですが、バス停のことなんです。バス停のこと。1つはね、岬中学校の前にあるバス停のことなんですけど、夜遅く、部活動を終えた生徒たちがあそこにね、座り込んで待っていると。暗い中でずっと待ってるんですよ。保護者からもね、それは何とかしてあげてほしいなという要望がありましたね。1つは、灯りがね、そのバス停の時刻表を映すというか、灯りを照らすライトは、何かちっちゃいのがあるんですよ。それ以外に、やっぱり防犯の意味でも、その灯りだったりとか、あと、その地べたに直接座っているということがあるので、もし可能であれば、ベンチを、あその土地が置けるのかどうかは分かりませんが、ベンチも据えていただけたらうれしいなという要望があったんですよ。今後そのバスの利用という意味でもね、そういったちっちゃいことかもしれませんが、そういったところを改善していただくことによって、喜ばれるバスになっていくのかなと思うんで、ぜひちょっとこれは要望しておきたいなと思います。

あともう1点が、オークワ前のバス停なんです。これも何人かの方に言われてるんですが、例えば、夏の炎天下のときの待てるときは、やっぱり暑いということもありますし、そういったところの日よけだったりとか、それを要望して

おきたいんですが、そこにね、設置するのは難しいということであれば、例えば、これも住民さんの意見ですけど、幹線道路沿いにバス停を置くということではなくて、一旦ちょっと中に、時間的に難しいかもしれませんが、一旦中に入り込んで、バスがね、その中のどこかに、安全なところでバス停を移動させてほしいという声もありましたのでね、この2点をちょっと要望しておきたいなと思います。もしご回答いただけるのであれば、いただきたいなと思います。

中原委員長 要望ということで。

ほかに、委員の皆さん、いかがでしょうか。

それでは、土木費の本委員会所管の部分については、質疑をこれで終わりたいと思います。以上で、一般会計歳出の質疑を終了します。

続いて、討論に移りたいと思います。

討論ございませんか。

松尾委員は反対、賛成。

松尾委員 賛成の立場で。

中原委員長 そうしましたら、反対の方、もしおられるようであれば、先にお聞きしたいと思いますが、よろしいですか。

それでは、松尾委員、どうぞ。

松尾委員 今回のこの予算案については、賛成の立場で討論させていただきますが、今回はね、その賛成というより、反対はしないという立場でね、ちょっと申し添えておきたいことがありましたので、ちょっとお伝えしたいなと思います。

先ほど来から、そのごみの件、今の岬町のごみの現状ですよ、詳しくお聞きをしました。その目標を立てる、プラスチックごみゼロ宣言にしっかり、あと、ゼロカーボンシティへの挑戦ということで、表明はされておりますが、実際その中身というのが、まだ全然伴っていない現状が分かったわけです。ここでね、反対はしたくないんですよ。というのは、いろんな答弁の中でね、検討していくという姿勢が見えたからなんですね。それがなかったら、反対していたところですが、今後ね、そのあたりを注視していきたい、何とかね、私自身も、もっともっと提案していきたいなど、このように思いますので、今回は反対をせずに、賛成の立場で、しっかりとこのごみの件ですね、リサイクルができる、そして目標であるプラスチックごみゼロ宣言とゼロカーボンシティの挑戦に向けてですね、目標を

達成していただきたいという気持ちがありますので、それを要望しておきたいなと、このように思います。あとまた、バス停のこともね、要望を受けていただいていますので、そこもしっかりと検討いただいて、喜ばれるバスづくりというのにも、引き続き取り組んでいただきたいことを願ひまして、討論とさせていただきます。

中原委員長 ほかの委員の皆さん、討論なさる方はおられませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第5号について、原案のとおり可決とすることに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

満場一致であります。

よって、議案第5号のうち、本委員会に付託された案件は可決されました。

議案第6号「令和5年度岬町国民健康保険特別会計について」を議題とします。

本件については、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書201ページから242ページをご覧ください。

委員の皆さん、質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。皆さんから質疑は。

それでは、私から何点か。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 いつも、国民健康保険料が高いと文句を言い、引下げを求めていつもぶーぶー言ってますけども、来年度の保険料の見込みについて、お尋ねをしたいと思います。

これまで、いろいろ聞かせていただいてまして、先ほど一般会計のときの説明、違うな、補正予算のときの説明だったかな、できるだけ安い保険料になるようにという努力はなさってきたということは、理解をしているつもりではありますが、

都道府県化がどんどん進められてきておりまして、大阪府は全国的に見ても、統一保険料、非常に高いですよ。それで、本格化されていくところへ進んでいつているわけで、来年度の見込みについて、お聞きをしておきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

堀口保険年金課長 中原委員長のご質問にお答えさせていただきます。

来年度の国民健康保険料につきましては、今回、令和5年度の大阪府から示されている統一の保険料率の内容について、上昇傾向にあると聞き及んでおります。この保険料につきましては、平成30年度の法改正により、統一保険料率によって変わることになっておりますが、市町村標準保険料率を用いることによって、加入者の保険料が増大しないよう、平成30年度から令和5年までの6年間を激変緩和措置期間とされております。本町におきましても、大阪府が示す統一保険料率及び市町村標準保険料率を勘案しながら、緩和措置を講じることができるよう、経過措置を設け、激変緩和措置期間中の保険料率については、被保険者の負担にならないよう、比較検討して決定したところであります。

令和5年度の保険料におきましても、被保険者の負担にならないよう、独自料率と統一料率を比較検討して決定していきたいと思っております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 もう少しお尋ねいたします。

予算書の229ページ、これもよくお尋ねしておりますが、真ん中の少し下あたりの人間ドック負担金について、これは、予算の規模が少し増えているように思ってるんですけど、これはどういう理由か、お聞きしておきたいと思います。

坂原副委員長 堀口課長。

堀口保険年金課長 中原委員長の質問にお答えさせていただきます。

人間ドックの助成額につきましては、令和4年度の実績において、大幅に増えております。令和5年の2月末の時点での実績を申しますと、人間ドックの受診者数が90件、脳ドックの受診者数が23件と、大幅に増加していることによつて、令和5年度も増加で上げさせていただいております。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 皆さん、ご協力ありがとうございました。

委員の皆さん、ご質問よろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、それではこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 なしと認めます。これで討論を終わります。

続いて、採決を行います。

議案第6号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 全会一致、満場一致であります。

よって、議案第6号は本委員会によって可決されました。

議案第7号「令和5年度岬町後期高齢者医療特別会計予算について」を議題とします。

本件についても、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書243ページから269ページをご覧ください。

委員の皆さんから、質疑をお受けしたいと思いますが、質疑ございませんでしょうか。

なければ私から。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 予算書の252ページの中で、保険料について、お尋ねをするんですが、これ一番上に、特別徴収の保険料と普通徴収の保険料ということで、来年度の予想といたしますか、予算化がされております。それで、滞納繰越分なんですけどね、これは、少しずつ増えていってるのかしらと思って、ちょっと気になっているんですけど、傾向として、増加傾向にあるのか、増えたり減ったりしているのか、そのあたりについて、お聞きしておきたいと思うのと、それから、特別徴収の保険料の現年度分なんですけど、これ、年によってかなりまちまち、予算規模としてはまちまちなんですけど、これも何か傾向といたしますか、見られるものがありましたら、お聞きしておきたいと思います。お願いします。

坂原副委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 中原委員長の質問にお答えをさせていただきます。

まず、滞納繰越分につきましては、やはり被保険者の方の増加傾向に伴って、増加傾向にあると言えると思います。

現年分の保険料なのですが、ちょっと原課のほうでも、この今回減少傾向にある内容をちょっと確認をしてみたのですが、やはり全体的に所得が下がっているのが一番の要因かなというように考えております。あと、普通徴収のほうも、少し金額が増えているので、もともと特別徴収であった方が普通徴収に変わっている場合も、こちらが増えるようになってしまいますので、その分でもやはり減少の要因になっているのかなというように考えております。

たしか去年だったと思うのですが、多分、年金受給額が全体的に多分下がった年だったと思うのですが、やはり全体的にちょっと所得が下がったのではないかなというように考えております。

あと、普通徴収のほうでも、口座振替の件数については、そんなに増減ないのですが、コンビニ収納とか、あとスマホ収納で、保険料のほう、お支払いをいただけますので、そちらの件数がやはり増加傾向にありますので、スマホで保険料をお支払いいただいたりとか、コンビニのほうでお支払いいただく場合は、どうしても普通徴収でお支払いという形になりますので、どうしても普通徴収の件数が増えているのかなというように考えております。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 私、特別徴収と普通徴収って、年間の所得に、収入というべきかな、によってもう自動的に決まると思ってたんですけど、違うのですか。ちょっとそこ、説明いただけますか。

坂原副委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 まず、特別徴収のほうにつきましては、いわゆる年金からの天引きという形になります。こちらにつきましては、やはりある程度、ある一定の年金収入のある方については、自動的に年金からの自動徴収という形になります。ただ、特別徴収じゃなくて、どうしてもやはり普通徴収、口座のほうで払いたいとか、納付書で払いたいとかというご希望がある場合については、ご本人さんからお申出をいただきまして、普通徴収に切替えということが可能になっておりま

す。あと、特別徴収に該当される方でも、例えば、75歳になった年とか、あと前の年に保険料がやっぱりある程度、高かったり、低かったりという形で、特別徴収の対象になるかどうかの判定を、毎年2月の時点で保険料がどうなっているかというので判定をさせていただくのですが、前の年、たまたま前半で多く払っていて、2月の保険料がもう要らなくなっているよという場合については、次の年、一旦普通徴収という形になったりとかという方も、中にはいらっしゃいますので、その分で、やはり必ず所得によって、普通徴収か、特別徴収か、区別をされるというわけではございません。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 そうなんです。柔軟な制度になってたんだというのを、初めて知りました。もう何年もたってんのね。この制度始まって。

これ、ただ、そういう方は結構増えているんですか。というのが、おっしゃるように、年金からの天引きが、そうではない方ですね。これ、1か月の年金額なんか、1万8,000円やったかな、何かすごい低い金額の方が普通徴収というふうに位置づけられていたかなというふうに思っているんですけど、希望の申出があって、特別徴収から普通徴収へと、こういう方が増えているということですか。そこ、もし分かれば教えてください。

坂原副委員長 松本理事。

松本しあわせ創造部理事 基本的には、年金からの天引きが可能な方については、特別徴収という形になるのですが、先ほど中原委員長がおっしゃられたように、規定の、一定の金額に満たない方については、どうしても普通徴収という形になってしまいます。ただ、実際、先ほど説明をさせていただいたように、コンビニでのお支払いとか、スマホ決済でのお支払いというのが、やはり年々増えておまして、ちょっと、今すぐに数字出てこないんですけども、令和3年度と今年の見込みの実績、比較したら、倍ぐらい件数増えているのが現状でございます。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 またそれ、数字で分かったら教えていただきたいと思います。

質問は以上です。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 ありがとうございます。

委員の皆さん、質疑よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 それでは、これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第7号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致です。

よって、議案第7号は本委員会において可決されました。

議案第10号「令和5年度介護保険特別会計予算について」を議題とします。

本件についても、本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

予算書315ページから362ページをご覧ください。

委員の皆さん、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようでしたら、また私から少しお聞かせいただきたいと思います。

坂原副委員長 中原委員長。

中原委員長 予算書の324ページに関わって、お尋ねします。

324ページの一番下、地域支援事業交付金について、念のため確認ですが、チェックリストのみを用いて、この総合事業を利用しておられる方の人数をお聞きしたいと思います。

また、このチェックリストを用いる形の事業の在り方ですけれども、以前と運用上の変更がないというふうに考えていいかどうか、確認をさせていただきます。

それから、346ページの上から4行目というべきか、節12委託料の地域包括支援センター運営委託料について、参考までに確認をいたします。これは、社会福祉協議会に運営を委託しているということですが、財政運営状況は変わらず安定的に運営されているか、確認をさせていただきます。お願いします。

坂原副委員長 答弁をお願いします。

橋野高齢福祉課長 中原委員長のご質問にお答えします。

まず1点目でございますけれども、チェックリストによる総合事業の対象者の運用状況についてということですが、従前から、人数に大きな変更ございませんでして、現在、4名の方が事業対象者になっております。また、運用につきましては、総合事業始まってから、同じ運用で行っておりますので、変更はございません。

2点目のご質問の地域包括支援センターの委託、運営状況についてのご質問がございました。ご指摘がございましたとおり、岬町の社会福祉法人、岬町社会福祉協議会に委託をしております。運営状況については健全でございます、毎年黒字での決算で推移しているところでございます。

坂原副委員長 では、進行を委員長に戻します。

中原委員長 はい、ありがとうございます。

委員の皆さん、質疑はよろしいでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 はい、ありがとうございます。

ではこれで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第10号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 はい、ありがとうございます。満場一致であります。

よって、議案第10号は本委員会において可決されました。

続きまして、議案第16号「岬町子ども・子育て会議条例の一部改正について」を議題とします。

予算書は一旦置いて、議案書のほうへ移ることになりますので、よろしくお願
いします。

それでは、議案第16号、本件については、これについても本会議で説明を受
けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、委員の皆さん、質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

これで質疑を終わります。

続いて、討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第16号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めま
す。

(挙手全員)

中原委員長 満場一致であります。ありがとうございます。

よって、議案第16号は本委員会において可決されました。

議案第17号「岬町子ども医療費の助成に関する条例等の一部改正について」
を議題とします。

本件についても本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略した
いと思います。

それでは、質疑ございませんでしょうか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第17号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 はい、ありがとうございます。満場一致であります。

よって、議案第17号は本委員会において可決されました。

議案第18号「岬町国民健康保険条例の一部改正について」を議題とします。

本件についても本会議で説明を受けておりますので、理事者の説明を省略したいと思います。

それでは、質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 よろしいですか。

質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

続いて討論を行います。

討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 討論なしと認めます。

これで討論を終わります。

続いて採決を行います。

議案第18号について、原案のとおり可決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

中原委員長 はい、ありがとうございます。満場一致であります。

よって、議案第18号は本委員会において可決されました。

以上で、本委員会に付託を受けました議案10件については、全て議了しました。

続いて、案件2、その他に入ります。

その他で、本委員会所管の事項で何かございましたら、お受けしたいと思いません。

松尾委員。

松尾委員 その他でちょっとお伺いしたいんですが、議会の傍聴者についてなんです。傍聴者、今日も来られてましたが、中にはね、障害を持たれた方もいらっしゃると思うんですよ。特に、身体障害者の方の対応をどう、今はどうされているのかなというのは、お聞きしたいなと思います。

中原委員長 答弁をお願いします。

増田議会事務局長 障害のある方のバリアフリー対応をしていない傍聴席で、バリアフリー状況になっておりません。この委員会室についても、3階にあり、階段しかない状況でありますので、そういう方につきましては、お声がけをいただきましたら、対応として、人で対応していくことになると思うんですが、今までは、そういう例はない状況になっております。

中原委員長 松尾委員、どうぞ。

松尾委員 今後、私もそうですから、その議会の一員としてね、障害を持たれた方の対応というのをどうしていくか、その傍聴に行きたいけれども行けない。そのハード面での対応が難しいというところもまだあると思うので、何か工夫して、そういう方でもここに来られる、何かができるような対策を取っていききたいなと私自身は思うので、何て言ったらいいのかな、どうしてまとめたらいいか分からないですけど、考えていけたらなというふうに思いますので、皆さんもぜひお願いしたいなと思います。

中原委員長 本日は厚生委員会ということですからね、障害をお持ちの方への対応ということについて、検討するというのは、適切だと思うんですね。

何か今聞いてて、ふと思ったのが、あそこにカメラがあるじゃないですか。この委員会は一応下でね、同時に放送されてるわけですね。役場の庁舎で言うと、全体はもちろんバリアフリーはかなっておりませんが、出入口についてはスロープがありますよね。障害のある方というのが、障害というのが非常に多岐にわたっておりますが、例えば肢体、足に障害があって、車椅子であれば、役場の1階までは入れるという方なんかだったら、例えば興味のある分野をね、聞きにお越

しになったときなんか、1階の中継されているところをご案内するとか、本当に現時点ですぐ取れる対策っていったらそれぐらいしかね、私も思いつかないんですけど、そういう意味でも、庁舎の建替えの問題もね、やっぱり必要性が高い、早くということはね、求められてるなということは思いますよね。

何か皆さん、松尾委員の問題提起に対して、ご意見ありましたら。現時点ではよろしいですか。また、本当にこの委員会で、そういうことについても考えていたらいいいですよ。理事者についても、ぜひ、今の問題提起、受け止めていただきたいなというふうに思います。

ほかに、委員の皆さん、よろしいですか。

(「なし」の声あり)

中原委員長 ないようですので、本日の審議経過並びに結果については、次の本会議において委員長報告を行いますので、委員の皆様方のご協力をお願いいたします。

これもちまして、厚生委員会を閉会いたします。

長時間にわたってお疲れさまでした。

(午後 4時48分 閉会)

以上の記録が本町議会第1回定例会付託委員会の会議のてんまつに相違ないことを記
するため、ここに署名する。

令和5年3月15日

岬町議会

委 員 長 中 原 晶